

第百二十六回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

平成五年六月一日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
五月三十一日

長谷川 清君
補欠選任
吉田 之久君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 三吾君
理事 石渡 清元君
久世 公亮君
岩本 久人君
有働 正治君

委員

狩野 安君
釘宮 磐君
坂野 重信君
須藤良太郎君
関根 則之君
林田悠紀夫君
上野 雄文君
大洞 綱子君
山口 哲夫君
渡辺 四郎君
統 訓弘君
吉田 之久君
下村 泰君
細川 護熙君

国務大臣

自治大臣 村田敬次郎君
国務大臣 (国家公安委員会委員長)

政府委員

国際平和協力本部事務局長 柳井 俊二君
警察庁長官 城内 康光君
警察庁長官官房長 垣見 隆君
警察庁警務局長 井上 幸彦君
警察庁刑事局長 國松 孝次君
警察庁刑事局保安部長 中田 恒夫君
警察庁交通局長 関根 謙一君
大蔵省主計局次長 竹島 一彦君
自治政務次官 片岡 武司君
自治大臣官房長 吉田 弘正君
自治大臣官房総務審議官 遠藤 安彦君
自治大臣官房審議官 松本 英昭君
自治省行政局長 紀内 隆宏君
自治省行政局公務員部長 石川 嘉延君
自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君
自治省財政局長 湯浅 利夫君
自治省税務局長 滝 実君
消防庁長官 浅野大三郎君
常任委員会専門員 佐藤 勝君
説明員 柏崎 澄雄君
社会保障制度審議会事務局総務課長 上杉 秋則君
公正取引委員会事務局審査部管理企画課長 榎木庄太郎君
法務省保護局恩赦課長

厚生省社会・援護局長 松尾 武昌君
厚生省社会・援護局施設人材課長 大田 晋君
厚生省年金局長 中村 秀一君
建設大臣官房地方厚生課長 峰久 幸義君
建設省建設経済局建設業課長 風岡 典之君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査

(地方行政の拡充強化に関する決議の件)

○銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤三吾君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨三十一日、長谷川清君が委員を辞任され、その補欠として吉田之久君が選任されました。

○委員長(佐藤三吾君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩本久人君 皆さん、おはようございます。

通告に基づいて順次質問したいと思いますが、まず最初に、昨晩の大蔵大臣質問の際に大蔵省の方から答弁をいただいた中身についてどうしても

納得できないことがありますから、その点について再度答弁を求めたいと思います。

それは、一つは、昨年度の地方財政計画では、土地開発基金が五千億円、それから臨時財政特例債償還基金が一兆一千八百八十二億円措置されており、本年度は、本年度は措置されないか、こういう質問でございました。それについて大蔵省の竹島主計局長は、一言で言えば財源がない、お金がないからやめたといったことのように私には聞こえました。もしそれが本気の答弁ならば、そこにはかけがえのない国の財政をより国民的によいように使っていくかという思想も理念もない、大変ゆゆしき問題だ、こういうふうに私は思いますから、再度御答弁を求める次第であります。

○政府委員(竹島一彦君) 昨日は時間の関係もありまして失礼申し上げましたが、改めて御答弁申し上げます。

御指摘のように、平成五年度の地財計画におきましては土地開発基金や臨時財政特例債償還基金の積み増しは行われておりませんが、これは、まず一番目に、五年度の財政事情が国、地方を通じて極めて厳しいということがございます。二番目に、具体的な点でございますが、土地開発基金につきましては平成四年度までの措置によりまして当面必要な基金の残高は充足しているという判断もございまして、これらをあわせまして総合的に勘案し、当然自治省とも協議をさせていただいた上、五年度においては積み増しは行わないというふうにさせていただいたものでございます。

○岩本久人君 次に、これに関連してであります。公共事業関係の補助負担率が一年度前倒しで恒久化されました。中身は、直轄事業が三分の二、補助事業が二分の一ということでございますが、どのような論議でこのような結果になったのか、このような負担率はどういう基準で決めら

れたのか、これに伴って生じる地方の負担増はどの程度になるのか、さらにまた、そのような負担増の出る恒久化を自治省はなぜのんだのか、大変重要な問題でありますので、お願いしたいと思っております。

○政府委員(竹島一彦君) まず、公共事業等の補助率等の恒久化についての御質問を三點ばかり伺いましたが、どういう議論を経てこれを決めたのか、まだ一年残っていたではないかという御趣旨かと思ひます。

これにつきましては、経緯がございまして、それまでの暫定の補助率というものが平成三年度の予算におきまして決定を見まして向こう三年間というところで来ておったわけですが、平成三年度の見直しの際に、行革審答申などを踏まえまして、体系化、簡素化の観点から関係省庁間で総合的な検討を進め、暫定期間内に結論を得るよう最大限に努力し、その上で可能なものから逐次実施に移すべきである、こういうことになりました。三年間はやらないうことではなくて、その三年間の暫定期間内にできるだけ議論をして逐次実施せよと、こういうことがあったわけでございます。

また、その際、一括法案でお願い申し上げましたんですが、その附帯決議におきましても同様の御趣旨の国会の御意思もあつたということでございます。加えて、平成五年度から公共事業の中で大変大きなウェートを占めております道路につきまして新しい五カ年計画がスタートをするという年度にも当たつたということもございまして、そういう意味で、一年間は残っておりまして、けれども、協議をいたしまして結論を得たということでございます。

具体的には、平成三年七月に公共事業等の補助等に関する関係省庁連絡会というものが設けられておりまして、この会を中心に関係省庁、大蔵、自治、事業所管官庁、地域官庁が参画いたしました協議を行いました。その結果、平成四年十二月十九日に合意が行われまして、その内容は、直轄事業にあつては原則三分の二、補助事業にあつては

原則二分の一ということになったわけでございます。あわせて、この際、補助率だけではななくて、かねてから地方の御要望の強かつた直轄事業負担金のうちの維持管理経費の地方負担の割合を引き下げる、そのほか補助基準を見直すというようなことも行つておるわけでございます。

それから、第二点といたしまして、なぜ三分の二なり二分の一なのかということでございます。いずれも原則の率でございますけれども、これは平成元年十二月の行革審からいただいております「国と地方の関係等に関する答申」というものがございまして、これが重要な参考になっておるわけでございます。その中で行革審は、「一定の行政水準の維持等のため国と地方が等しく分かち合う性格の事業の補助率は二分の一」、「諸要素を勘案の上これより高い又は低い補助率を設定する必要のあるものはそれぞれ三分の二又は三分の一」というふうなことで、簡素化の観点を含め見直すべきである、こういう答申をいただいております。

また、これを踏まえまして議論をした結果、恒久化をするということでございますので、やはり端数のあるような補助率なり負担率というのは適当ではないということで、原則は三分の二、二分の一ということにさせていただきます。

ただ、国の直轄事業につきましてもその性格等に依りまして三分の二ではないさらに高い負担率というものも設定されておりますし、例外的ではございますが補助事業につきましても二分の一じゃないものもございまして、なるべく原則三分の二、二分の一ということに簡素化を図るといふことになったわけでございます。

それから、第三点でございますが、この恒久化に伴いまして、地方団体、地方財政への影響額はどうかということでございます。これはいろいろ考え方があつたわけでございますが、今回は暫定ではなくて恒久措置にするということでございますから、私もそれはそうしますと国と地方の財政関係も基本に戻るといふのが言つてみると原則だと思つております。そういう意味で

は、特別の措置ということとは例外的ないしは暫定的なものであるということになるわけでございます。

ただ、財政の継続性の問題もございまして、従来、昭和五十九年度の負担率、補助率と比べてどうだということで措置がなされてきたという現実がございまして、それとの関係で申し上げますと、この恒久化に伴いまして昭和五十九年度の水準と比較して地方団体の負担が幾らふえるかといひますと、普通会計及び公営企業会計を合わせまして現年度事業分で約六千九百億円ということでございます。

これにつきましては、暫定的な措置といたしまして、公共事業等臨時特例債というネーミングをしてありますが、そういった地方債で全部手当てをするということになっておまして、その将来の元利償還につきましては全額地方団体の基準財政需要に算入いたします。そのためのマクロの財源手当てといたしまして、利払いに要する費用の十分の九に相当する額、これは交付団体については全額という意味でございますが、それについては、当年度において地方交付税の特例措置として一般会計から交付税特別会計に繰り入れをするということにさせていただきます。

○政府委員(湯浅利夫君) 公共事業等の国庫補助負担率の恒久化につきましては、ただいま大蔵省から詳細御説明のとおり経過でございますが、私もいたしまして、平成三年度までの暫定補助率が決まつたときに、五年度までの間にできるだけ早くこの暫定的な不安定な状況というものを解消しようということに鋭意関係省庁とお話し合いをしてきたところでございまして、特に平成五年度は道路整備五カ年計画という公共事業の中でも非常に大きなウェートを占める事業が一つの区切りになったものでございまして、この機会にやはり恒久化をすべきだという判断から、先ほど来経過の御説明がございましたような経過で私もいたしましてこの恒久化につきましてお話し合いに応じたところでございます。

影響額等につきましては、地方団体の財政運営に支障のないように十分配慮をいたしましてこれからも対応していかなければならないと思つておるわけでございます。

○岩本久人君 大蔵省にお伺いしたいと思うんですが、きのうの大蔵大臣の答弁のいわゆる語調を見ておると、地方交付税の性格についてや疑問を持たざるを得ないという点があります。そこで、再度詰めてみたいと思ふんです。

大蔵大臣がきのうここで話しておられたのは、要約すると、地方交付税というものは地方から見れば権利のある金だと、こういうことです。しかし、昨年、私もここで取り上げましたが、当委員会での議論では、地方からだけでなく国の側から見てもこれは一〇〇％地方固有の財源だということが確認をされていると思うんですけれども、この点についてはどのように見解を述べられますか。

○政府委員(竹島一彦君) 毎回同じような答弁で恐縮でございますが、御質問につきましては、これは昭和四十四年の福田大蔵大臣の国会答弁というものがございまして、それ以来一貫して同じ趣旨で御答弁申し上げておるわけでございます。

歴代の大蔵大臣は、そういうことで申し上げておりますように、地方交付税につきましては、特定の国税の収入の一定割合が国から地方に交付されることになっておるということから、地方の権利のあるお金であり、そういう意味において固有の財源と言つて差し支えないと考えているということでございます。まさにそういう法律で定められている一定の割合の国税の収入が地方に交付されるということが決まつておりますので地方の権利のあるお金である。国は、逆に言うところ、そういうことで権利のあるお金ということで固有の財源として扱わなければならない、こういうことでやつてきている。これからもうそれでよろう、こういうふうな思つております。

○岩本久人君 わかつたようなわからないような答弁ですが、私が言った趣旨でいいのですか。

もつと歯切れよく、わかりやすく言ってください。

○政府委員(竹島一彦君) 国から見ても一〇〇%地方固有の金であるかどうかということでございますが、いずれにしても、この四十四年の大蔵大臣答弁の趣旨は先生の御指摘の趣旨とそう違ふものではないというふうに思っておりますが、大変経緯のある御議論、御質問なり答弁の積み重ねがございますので、新しいことをつけ加えるというのはいかと思ひますので同じ答弁を申し上げては行かぬでございますけれども、国も、まさに地方の権利のあるお金であり、そういう意味において固有の財産であるという認識に立っているというところは申し上げておきたいと思います。

○岩本久人君 はい、わかりました。それでは大蔵省は結構でございます。

それでは、総理府来ておられますか。P K Oの問題についてお伺いしたいと思います。

けさも早朝からのテレビニュースで、文字どおり命をかけて頑張って御苦労されてこられた七名の方がけさ六時過ぎ成田に到着されたというのを映像で映しておりました。また、とうとう血と汗と涙の結晶で現在カンボジアでは総選挙が終わる、徐々にではありますが開票が順調に進んでいると、こういうことのようにございます。

そこで、まず基本的な問題としてお伺いしたいと思ふんですが、経過を見ると、日本の文民警察官というのは一番最後に参加したということもあって、結果として治安状況の厳しい地域に配置されることになった。そういうことを考えると、文民警察官の配置に当たっての状況認識の詰めが甘かったということが言えるんじゃないか、こう思ふんですが、その点についての見解をまずお聞かせください。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま文民警察官の配置についてのお尋ねがございました。

確かに我が国の文民警察官が参加いたしましたのは比較的遅い時期でございますが、昨年の十月

十四日にブノンペンに到着いたしました次第でございます。配置先につきましては、これは日本の文民警察だけではございませぬが、各国から参加しております文民警察官はブノンペンに到着いたしました若手の研修がございませぬが、その後で配置先が決まるといふことでございます。

それで、遅く参加したんであるいは条件の厳しいところに配置されたのではないかと御指摘でございますが、特にせんだって高田さんが殉職された北西部につきましては、確かにあの時期非常に治安状況も悪いまた生活条件も厳しいという状況になっておりましたけれども、昨年の秋に配属が決まりましたところはむしろ極めて平穏な地域でございます。

カンボジアのようなところにつきましては、地域によって治安状況が異なるのもとりでございませぬけれども、同じ地域でございませぬ、そのときどきの時点によつては状況が非常に異なるというところがございます。特にアンピルにつきましては従来は非常に平穏でございまして、この三月ぐらゐまでは、アンピルとそのちょっと東北にございませぬフォンクールの間、この間でせんだっての五月四日の攻撃事件があったわけですが、その間はいわばジョギングでも通れるぐらい平穏でございまして、これが四月に入りましてフォンクールにおりました平林さんという文民警察官が強盗事件に遭いましたが、そのころから急激に状況が悪化したといふことでございます。

そういうわけでございまして、アンピル、フォンクールの間につきましては、必ずしも遅く配置になったんで危険な地域に配属されたといふことではななくて、むしろ状況が途中から変わったといふことであらう、そういうふうな思ひでございます。

○岩本久人君 次に、UN T A Cの大きな任務の一つであった総選挙が終了したということから、政府として文民警察官の早期引き揚げという問題についてどのように考えておられるのか。

きよの新聞報道を見ると、一部であります

うことで送別会も済んだ、と思つていたら待たされたかかったといふような、現場ではいろんな状況があるようでございます。いずれにしても、総選挙の終了を一つの大きな契機にして早急に明確な回答をUN T A Cからとってやること、これがいろんな意味で安定につながる、このように思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま先生が結論としておっしゃいましたことは私も同感でございます。

文民警察要員につきましては、派遣終了時期は本来本年の七月中旬となつておるわけでございませぬ。これは我が国の文民警察官でございます。実際の帰国につきましては、政府といたしましては今後のUN T A Cの活動状況を踏まえつつ任務終了に際してできるだけ早く帰国させたいというふうに基本的に考えておる次第でございます。

一部にと申しますか、かなり報道では大々的に帰国の日取りが報道されておりますが、結論から申しますと、UN T A Cの中でいろいろな撤収計画を現在検討しておるところでございます。いままだ具体的な計画が確定していないというふうに承知しております。一部報道されたような日取りが一つの案として考えられているというところはどうか、事実のようでございますが、これはまだUN T A Cの最終的な案にはなっていないというふうに承知しております。

いずれにいたしましても、我が国としては、勤務地によりましては本来の文民警察の業務が難しくなつておるところもございませぬし、また選挙終了後の情勢いかんによりましては文民警察の業務を行うことが困難になるということもあり得ますので、かねてから文民警察要員の早期帰国に関する希望を述べてきたところでございませぬ。ただ、きよの現在、UN T A Cの内部で、我が国の文民警察だけではございませぬ、三十二カ国から参加しておりますので、その全体の撤収計画についていろいろ検討をしているところであるというのが現状でございます。

○岩本久人君 そうすると、報道されておるよう

に十五日に一斉帰国ということではない、こういうことですね。

○政府委員(柳井俊二君) そのような案がいろいろある案の一つとしてあるというふうには承知しておりますけれども、そのような日取りで最終的に決定したのではないというふうに聞いております。

○岩本久人君 いずれにしても、そのところは重大なところですから、きつちりと対応してもらいたいと思ひます。

次に、現に派遣されている文民警察官はUN T A Cからの要請によつて本来任務と異なる国境の監視とか要人や選挙事務所等の警護などについているというところのようでありませぬが、その点についてまことに我が国の法令を逸脱するようなことをさせている、しなければならぬ、こういう状況について、村田国家公安委員長そして警察庁長官はどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

○政府委員(城内康光君) お答えいたします。

我が国から派遣されている文民警察隊の任務は、国際平和協力法に規定がありますように、警察行政事務に対する助言、指導、監視ということでございます。しかしながら、地域によつては、指導、助言の対象となる地元の警察官が存在しなかつたり、あるいは政党事務所等の警戒など本来の業務以外と思われるような任務を付与されているというふうな状況もあつたと承知しております。

そういうことで、警察庁といたしましては、国際連合の平和維持活動への我が国の協力の重要性を認識しつつも、やはり文民警察隊員が法律で定められた業務を逸脱する任務を課せられることのないように、再三にわたつて協力本部に対してその旨UN T A Cに要請していただきたいというお願いをしてきたわけでございませぬ。

○岩本久人君 反省点ということいろいろ挙げられておりますが、いずれにしても、これだけの大変な任務をしかも外地でやるということではない苦勞とかはあつたと思ふんですが、結果とし

て、警察庁、P K O協力本部事務局、外務省といた関係当局の連携というものが大変悪かったのではないかと、こういう指摘があるわけです。今回のこのことを全体を通じて、そういう面からの教訓とか反省とか、この点はどのようにしているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(城内康光君) 警察庁は、都道府県の警察官で適性を有する者を協力本部の方に推薦をいたしましたし、またみずから警察庁の職員を協力本部に派遣いたしましたわけでございます。いわば実家みたいな関係でございます。私どものところから協力本部にも人を出しまして協力本部の要員としていろいろ事務にも携わっておるわけでございます。その間には日常密接な連絡をとり合ってきたということでございます。

ただ、何せ初めての経験でございますので、なかなか頭で考えるようなわけにはいかないということ、いろいろ問題はあろうかと思っておりますが、しかしこういうものは、全部任務を終了いたしました。細かくそういった状況を掌握して将来に生かす問題点について考えてまいりたい、このように考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は実際に現地に参りましたからその感じをこの際申し上げておいた方がよいと思います。

五月七日の夜、総理から御連絡があり、私の派遣が正式に決定したのは五月八日の午前零時五十分であったと思います。そして、その日の朝の十時過ぎのJ A Lでバンコクに向けて出発し、プノンペンに行つたわけでありました。

そのときは、総理から御連絡があつて、官房長官とお会いをし、そして柳井局長もそのとき来てくださったと思います。私の随員には、外務省のスタッフ、警察庁のスタッフ、自治省のスタッフ、全部行つたわけでございます。城内長官は成田に見送つてくれ、また、私が帰つた五月十二日にはすぐ城内長官と会つておるわけでございます。そして、プノンペンから総理大臣とも官房長官とも城内長官とも電話連絡をとり合つております。

した。それから今川大使はずっと一緒でありますし、文民警察官の日本の隊長、山崎隊長も連日私と朝晩会つておつたわけでございます。

したがって、総理、そして官房長官、外務大臣、私の関係は極めて密接でありまして、その間、間然するところなく連絡をとり合いました。そして、帰つてからも総理にはその日すぐに朝お会いしました。五月十二日の朝八時十分であります。それから党三役、後藤田副総理等とも連絡をとり合つたところでございます。

そして、今回の出張の一番の主要目的でありますU N T A Cの明石特別代表とは、日本におつたときから連絡をとつていて、五月十日の朝、一時半にわたつて会談をいたしました。ルースという文民警察官の隊長も私の要望によつて同席をしてくれたわけでありました。今川大使も同席であります。そして、文民警察官の安全確保の問題あるいは選挙要員の安全確保の問題は、U N T A Cに派遣されておる三十二カ国の全要員とともにぜひその安全を確保してもらいたい、そして総理は国連及びU N T A Cに全面的に協力を申し上げる所存であるということも申し上げたわけでありました。

山崎隊長は朝晩一緒におつてくれましたし、今川大使も朝晩一緒におつてくれました。また帰りには、バンコクの藤井大使、これは大変立派な男であります。この藤井大使と今川大使とが不断に連絡をとるうちに、それから外務省本省、官房長官等とも不断に連絡をとるようになっていきました。後事を託して帰りました。

私が帰つたのは五月十二日でありましたが、五月十三日には、きょう出席をしております柳井事務局長に総理からの御指名によつて直ちにプノンペンに飛んでもらつたわけでございます。この随員には警察庁の田中総務審議官、非常に責任感の強い男であります。一緒に行きまして、そして柳井事務局長は総理との連絡その他のために帰り、田中総務審議官はそのまま残つていろいろな関係要務をしておるところでございます。

私は帰りましてから、官房長官、外務大臣、そしてまた大蔵大臣ともお会いをして、直ちに連絡をとり合つておりました。その間の連絡は私はお互いに総理のもとでベストを尽くしてきた、このように思つておるところでございます。

○政府委員(柳井俊二君) ただいま村田大臣、それからその前に警察庁長官から大変詳しい御答弁がございましたのでそこに尽きてゐると思ひますが、私も国際平和協力本部の側から見たところを二、三つけ加えさせていただきますと存じます。

先ほど警察庁長官から御答弁がございましたように、東京におきましては、日常的に私どもと警察庁それから外務省との間で連絡をとり情報交換等を行つております。これは毎日のようにと申します。日にも何回もやっております。それから、私どもの事務局の方には警察庁からも出向者をいただいております。現地につきましては国際平和協力本部事務局の現地支援チームというのを派遣しておる次第でございますが、これは大使館の一部として今川大使の指揮のもとにあるわけでございます。そこにも警察庁からの出張者を出していただいております。そこで情報収集あるいは現地の文民警察官の皆さんに対する支援というものをやつておるわけでございます。

そこで、こういうような業務につきまして非常に重要なことは通信体制でございますが、御承知のとおり、U N T A Cの通信体制はオーストラリアの通信部隊が中心に行つております。これによりましてプノンペンの本部と地方の各都市との間の通信が確保されておりますが、他方、我が国の文民警察官との連絡というのはこのU N T A Cの通信体制だけではなかなかとりにくいという面もございますので、私どもの方で十七カ所にインマルサット、衛星通信の機材を配付いたしました。現在は文民警察官と直接連絡をとれる体制を確保しております。状況については毎日連絡をとらせていただいております。

○岩本久人君 カンボジア選挙の開票状況、現時

点でどうなつてゐるかわかりませんが、けさのニュースでは、ラナリット派、人民党がそれぞれ十八議席ずつとつたと、猛烈な接戦を繰り広げておる、こういう状況のようでございます。そうした矢先に、これまたけさのテレビニュースで私見なんですが、ポル・ポト派の幹部が、もし人民党が勝つたら内戦が起きることは必至である、だから日本の自衛隊も早く帰つた方がいいということ警告したということが放映されておりました。開票状況を含めてその辺の情勢分析はどのようにしておられますか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(柳井俊二君) 開票状況でございますけれども、U N T A Cが速報を毎日出しております。一番新しい速報は昨日現地時間の十九時、日本時間で申せば二十一時でございます。けさ報道されておりますのは、これに基づいたものだと思います。

開票率は四三%、百八十二万票ということでございます。ただいまお話しございましたカンボジア人民党、フンシンベック党いわゆるラナリット派でございますが、それぞれの得票率は、人民党が三五・三%、票で言いますと六十四万三千二百二十五票。それからラナリット派のフンシンベック党が三六・七%、票数で言いますと六十七万一千二百五十七票ということになっております。

それから、開票状況は州によつて相当違いがございます。全体の開票率は四三%でございますけれども、中には一〇%開票されたところもございまして、まだほとんど行われていないところがあるいは全然行われていないところというのがございます。一〇%開票されたのは、州で申しますとクラチエ州、モンドルキリ州、プノンペン、これは特別市でございますが、それからプレアビヒア、ラタナキリ、ストントレン、こういう五州一特別市ということになっております。確かに相当接戦でございます。発表のたびにシーソーゲームを繰り返しているということでございます。

それから、先ほどお触れになりましたボル・ポト派が、もし人民党が勝ったら大規模な内戦になると、自衛隊も帰った方がいいという趣旨のことを言ったという話につきましては、私もこれは通信社の報道では承知しておりますけれども、何分、この報道によりましてボル・ポト派の拠点のカンボジア西部のどこかでそういうことを言ったというふうに伝えられておりまして、直接聞いたわけではございませんので、どういふ言い方をしたのか確認はしておりません。

ただ、従来からのボル・ポト派の動向を見ておきますと、投票のときに、これも伝えられておりましたけれども、ボル・ポト派の兵士が投票所にあられて相当投票した。だれに投票したか、どの党に投票したかということはもちろん秘密投票ですからわかりませんが、報道によればフンシンベック党、ラナリット派の方に投票せよというふうに言われてきたというようなことを語った兵士も放映されておりましたけれども、どちらかと言えば、ボル・ポト派はこのフンシンベック党の方に肩入れと申しますか、近い関係にあるのではないかと思います。他方、ブノンペン政権との関係につきましては、御承知のとおり、非常に敵対的な関係にあるということは一般的には言えると思

います。

○岩本久人君 その種の情報の信憑性の問題だとか、あるいは直接聞いたことがあるとかないとかといったようなことで見逃すというようなことは今までの経験から見てもよろしくない。そういうたわづな情報でも大事に重たく受けとめておかないと、結果としてまた重大な事件に発展する可能性もあるということから私も問いかけたわけですが、その点は今後しっかり対応してもらいたいと思っております。

それと、きのうの予算委員会で宮澤総理は、新しい政権にはボル・ポト派を加えてもらいたい、加えた方がいいと、こういったような発言をされた。まあ総理が言われたことについてどなたかに答弁ということは難しいでしょうから、宮澤内閣

の主要閣僚である村田自治大臣に聞きたいんですが、そのようなことをこういう時期に発言するということはいかかなものか。まさに内政干渉ということでもありまじょうし、いろんな思惑を持って皆命をかけてやっておる最中であると思うんですが、その真意と、またそういったことを宮澤総理が発言したことについての村田国務大臣の感想をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は、予算委員会、きのうは集中審議でありましたが、出席をしたときとしないときとあったわけですが。

それで、宮澤総理の予算委員会あるいは本会議等における発言は注意をしておるつもりです。カンボジア問題についてもそうでありまして、宮澤総理は極めて言葉を遣って慎重に答えておられると思います。それで、共通の認識としては、国連ガリ事務総長それからUNTAC明石特別代表、そういう方々がいろいろの発言をしておられるのも踏まえながら、日本国の総理大臣として国連、UNTACには全面協力をする。それと同時にPKOの法律の精神もよく重んじてやっていく、こういうことに対する配慮が全体としては非常に私は行き届いた発言であると思っております。

私は、閣僚の一人でございますし推進本部の部員でもあるし、それから文民警察官、選挙監視要員等についての所管大臣でございますので、総理の意を体し、できるだけカンボジアがUNTACの協力を受けながら、しかもカンボジアの人民の方々が全面的に中心となった行動のもとに新しい体制をつくってもらいたい。そして、そういう配慮を宮澤総理は十二分にされながら内政干渉にわたらないようにということで御発言をされておる、こういうような認識をしておるところでございます。

○岩本久人君 五月二十六日の朝日新聞に、恐らくはかの新聞にも出たと思うんですが、「自治体の反対がPKOのネック」という記事が載っております。中身は何かという、外務省の幹部

が、カンボジアへの選挙監視要員に内定していた地方公務員の中から辞退者が出たことについて、今後自治体がもう少し積極的にやってもらわないと困るじゃないかと、こういう意味を含めて言ったと思うんですが、このことについて、現状どうなのかを含めてお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(遠藤安彦君) 私も、二十六日の新聞二紙ほどに似たような記事が掲載されておりました。実はびっくりしたわけでございます。まして、早速外務省に事実関係と事の真意というものを聞いたわけでありまして、外務省からはそのような事実は承知していないということでございます。まして、むしろ自治省及び地方公共団体に対しては協力をしてもらって感謝をしているという趣旨のことを考えているというお答えがありました。なので、私も、外務省のそうしたお答えについて承知してるところでございます。

なお、この問題につきましては、予算委員会でも同様の御質疑があり、外務大臣からも先ほど申し上げましたような同様の御答弁があり、自治大臣もその答弁について了解したという旨の答弁をされた経緯がございます。

○岩本久人君 この問題の最後に、警察庁長官にお伺いをいたします。

きょうの新聞報道を見ますと、昨日の全国都道府県警察本部長会議で、長官は功労に十分な称揚をということで帰国された後の文民警察官の処遇について言及しておられますが、その内容はどのようなものなのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(城内康光君) 我が国から派遣された文民警察隊員は、大変厳しい情勢の中で国際貢献のために使命感に燃えて勤務をしております。その土気の高さにはまことに心強いものがあるわけでございます。

昨日、全国都道府県警察本部長会議を開催いたしました際に、この隊員が帰国をする際にはその功労に対して十分な称揚を警察庁としてもやりたい。なお、隊員を派遣いたしました都道府

府県におきましても、隊員の帰国後、そうした長期にわたる労苦に報いる処遇を行うとともに、この間留守を守ってこられた御家族に対してもきめ細かい配慮をするように要請したものであります。

○岩本久人君 各都道府県本部において警察庁長官のきのうの発言を体してしつかりやっております。たいと言っても、裏づけがないとなかなかない話だろうと思っております。その点はじっくり配慮してあげてもらいたいと思っております。

PKOの問題はいろいろありますが、時々刻々状況が変わりますから、ひとまずこのところにおいて、次の問題に移りたいと思っております。

次は、いわゆる政治改革、なかんずく選挙制度改革の問題です。

御存じのように、野党六会派は、昨日共同統一案をつくるということを含意いたしました。きょうじゅうにその新たな妥協案をつくって、自民党と真剣に相談をして何が何でも今国会で成立させるという意気込みでやっておるということです。

一方、自民党の方もきょうじゅうに党内調整を行う旨の報道があったようなことを考えると、ここの一両日中というところが今百二十六通常国会の中でも一番大きな山場ということではないかと思っております。

そこで、そう言ってもという意見がたくさんある中ではありますが、ひとつ村田国務大臣として今後の展開をどのように見られるか、なかなか、双方の関係者の皆さんの努力が実って法案が成立したということになった場合、前回も質問いたしましたことが、そのときよりも状況はずっと進んでいるわけで、法案が成立した後の実施までの周知期間というのはどの程度あればよいのか。その点について、それぞれの法案には、法案が成立し委員任命後六カ月以内ということが書いてあるわけですね。六カ月以内ですから、オーバーに言えば半月でも一月でもいい、こういうことになると思うんですが、常識的な線としては大体何カ月ということになるのでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 事務的な点については選挙部長も来ておりますから御質問があれば答えさせていただきますが、大筋を申し上げたいと思います。

私は、このたびの政治改革のことに對する各党の御協力と申しますか、これはもう本場に頭が下がるんです。正直言つて、私は自治省の選挙局に今から三十年以上前におりました。こういふ問題に關係をしておりました。政府が当面の衝に当たったときには見られなかった今回は新しい現象があります。それはどういふことかという点、自公民共等極めて真剣な態度でこの問題に当たっておりまして、大変な活性化した場面が本会議でも政治改革の委員会でも見られるということでございます。このような活性化した国会こそ民主政治の基本じゃないかというところは私に感じておりまして、各党の御努力に心から敬意を表しております。

自治大臣としては、今申し上げられる案は自民党の単小選挙区制それから社公から提案をされております小選挙区比例代表制、この二つの案については正式に出ているわけでございますから意見を聞かれれば申し上げることは自由でありますけれども、ただ、民間臨調から出ている運用制であるとかその他の考え方について、自治大臣としての所見は私は目下は差し控えるべきであると思っております。

それで、いよいよ各党の協議が進んでおります。私は、一昨日も堀山幹事長とともに高田さんの御葬儀に出席をいたしましたし、それからその前の日には、政策首脳である三塚政調会長とも山口県に参りましたのでいろいろと会っておるわけでございますが、まだこのことについて、きのうも政府・与党首脳会議があつて、堀山幹事長も三塚政調会長もそれから佐藤総務会長も出ておったのでございますが、公式の場で公式の意見を交わしたことはございません。

ただ、自治省はいろいろこの問題について勉強をしておかなければなりませんので毎日のように

スタッフから意見は聞いておるわけでございますが、いよいよ各党の案がまとまりつつあります。そして、自民党としてもこれに対する対応をいろいろとしていかなければならないということ、後藤田副総理や党三役ともいろんな会談が行われておると承知をしております。この詰まつていくところはいつなのか、早ければ今週の後半なのかあるいは来週なのかということをお自身も大きな期待を持って見ておりますし、この国会でぜひ政治改革についての各党の一致点を見出していただいて、そして今度の選挙から適用すべきである、こういうふうな私個人としては総理とともに心から望んでおるところでございます。

一番問題なのは区割り委員会です。区割り委員会にどうやってその結論を早急に出していただくかということでありまして、周知期間は常識的に見れば少なくとも三カ月ということでありまして、何としてもそういう各党の御要望を踏まえて、私どもは国会議員の選挙の執行をする官庁でありますから、できるだけ早い時期にこれが行われるようにしなすやうな、今度の選挙からそれをやりたい、こういう強い要望を持っておるところで、これは皆様方と全く同じ認識であらうかと思っております。

○岩本久人君 私は政治家としての村田大臣の基本的な見解を聞いたわけです。それで、今言われたことになると、おのずと日程というのはもう見えてくるわけですね、任期がいつまでかということとを考えると、そうすると、いずれにしても、選挙の担当大臣としての長年の常識から、大体周知期間というものは何カ月ぐらい必要なんだということも言ってもらいたかったわけです。だから、そのことについて再度伺います。

同時に、前回の平成三年度のときの区割り作業期間ほどの程度であったのか。それで、選挙制度審議会にあのときにも諮問して答申をもらつて区割りの案を確定されたということがありますが、あのときどの程度の期間であつたらうかという

ことをぜひ聞きたい。

それから、実は官報総理が、あるいは關係の閣僚が、あるいはどこかの政友の長が、何が何でも今国会で成立をさせて次の選挙からやるといふことをあつちこちでかいた決意表明をしておられるにもかかわらず、現状はどうなつていられるのかと、例えば私の地元の島根でも、きょうは有力代議士が今度の選挙のためのパーティーをやるんです。これは金集めということもありますが、やっぱり票固めが第一なんです。それは何か、現行中選挙区制を大前提にしてパーティーをやるわけですよ。少なくとも、それだけの決意表明をやっているなら、それだけの決意表明をやっていくんです、党という機関でもいいですが、そのようなものは差し控えよということをやつておかない限り、皆さん方がかたく決意表明されてもむなししく響くだけと、こういうことになりやうというこの決意を、二、三の事務的な問題も含めて答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) ちょっと選挙部長から事務的なことを答弁させていただきます。

○政府委員(佐野徹治君) 前回の選挙制度審議会におきまして区割りの關係につきまして、事務的なことを若干御説明いたしたと思ひます。

選挙制度審議会が小選挙区比例代表並立制の答申を行いましたのは平成二年の四月でございます。この答申後、審議会の指示によりまして、事務局におきまして区割り案の作成のための資料の収集、整理、分析等が行われたところでございます。こういった資料の収集、整理、分析等の作業を経まして、平成三年の六月六日に区割り案の作成につきまして審議会に諮問がなされ、平成三年の六月二十五日にその答申がなされたところでございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 大事なこと言い忘れましたが、今度の法案がまれば、それは国会議員の提案というに必ずなると思ひます。これは政府はなるべきではないと思ひます。そ

うすると、国会議員の關係ではその事務をやるのは衆議院の法制局でございます。したがつて、国会を通過するためには衆議院法制局が事務方になつて進めていただくわけでございまして、これは私は大変ありがたいことだと思ひしております。ただ、政府としてももちろん勉強させていただきます。政府として、この法律案が各党提出の形でまれば区割りの委員会ができてその作業をやつていく、そして、次の選挙からこれを適用していくという気持で進められることであると思ひておりまして、私個人としてもそういう強い要望を持ちながら、周知期間はできるだけ短い期間、先ほど常識的には三カ月と申し上げましたが、そういう私は感じを持っております。とにかく次の選挙から適用するようにしていきたい、こういうふうに思つております。

ただ、衆議院の選挙は国会議員の地位にかかわる最も重要な国事行為でございますので、これについては極めて慎重な配慮と、各国会議員の方々のいろいろな御苦労があらうかと思ひますので、そういうことも考えながら作業を進めてまいりたい、このように思つておるところでございます。

○岩本久人君 前回は、選挙制度審議会へ区割りを諮問して答申得るまでに二十日間だったというところが一つ。それから、周知期間は常識的にも三カ月といふことのようにございまして、そういうことを考えると、いずれにしても、今からすぐ法案が合意されて成立したら年内選挙も十分可能だと、こういうことになるわけですね。

それで、さっきから私が言つておりますように、それに逆行する動きが現実には多々あるというふうなことで、議員提案だということですから、ここじゃありません、衆議院ですが、みずから提案をしてやろうというのに、自分の選挙では現行中選挙区を大前提に置いて運動を積極的

に展開してあるということはいかかなものかという事です。そういつたことについては宮澤内閣の一員としてやっぱりしっかり対応してもらい必要があると思いますが、そのことについての決意表明をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 岩本委員が非常に周到な御準備をされて質問をしていただいております。感謝しております。

私は、今岩本委員が御指摘になったように、この国会で関係法案を通していただき、そして区割りの作業を通じ次の選挙からぜひやっていきたいと私自身は思っております。その裏には利権が絡んでいるといったようなことを堂々とテレビでいろいろな識者が言っているわけですが、ことほどさように我が国日本の政治不信、地に落ちたということもわかりません。実に私は残念なことだと思っております。佐川急便事件、あれほど国民注目の国会でもいろいろとやってきたんです。全く問題は解決してないのにトーンが下がっているという事です。これはどんなことがあっても我が国日本の政治、行政が国民の信頼をかち取るためには絶対に避けて通れないことであります。そのことについては今後とも引き続き飽くことなく徹底的に追及していかねければならぬ、このように思っております。

村田大臣には、現在ある利益誘導型政治を改革

するために現段階でどうしたらいいと思われませんかということについて、改めて伺いたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) いろいろ御指摘がありますように、現在の中選挙区制の衆議院選挙といういろいろな問題点があるんじゃないかと思うんです。中選挙区制でありますから同士打ちが避けられないことになりまして、そうすると、選挙民に対するサービスというようにもったく、政治資金が通常考えられるよりもっとたくさん要するというようなことが一つの原因かと思っております。

ただ、PKOについてそのようなことがあつては絶対にならないのでありまして、PKOにつきましても政治改革についても、政治資金等がこのために動くというようなことは絶対にあつてはならない。また、今岩本委員が御指摘になられるようなことが巷間で言われるとすれば、それはぜひ極力否定をしていただいて、必ずPKOについても政治改革についても透明な中で進めていくんだということをお我々国会議員が深く心に認識しなければならぬと思っております。

そこで、先ほど政治改革論議が各党の実に熱心な活性化した議論の中で進められておるといことを申し上げましたが、これは各党の政治改革にかける熱意というものが非常に形であらわれておる、自民党の中でもそういうことが若い方々からもあるいは先輩の方々からも強く言われておるところだと思っております。私もこの政治改革に二十一世紀の政治がかけておると思っております。したがって、国会改革、あるいはもっと言えば地方分権等広範な課題の中で、真剣に追求をされていかねければならない最大の命題であるというふうに認識をいたしております。

○岩本久人君 公取の方来ておられますね。先へ進みますが、いわゆる政財官癒着を基本とする利益誘導型政治、これが今一番のやり玉に上がつておるわけでありまして、これの大きな要因

として例の金丸やみ献金事件で明らかになった談合という問題があります。報道によりますと、公正取引委員会は五月十三日に建設談合による独禁法違反で山梨建設業界に対して立入検査を行ったと、こうありましたが、この検査の状況について説明をいただきたいと思っております。

○説明員(上杉秋則君) 御説明申し上げます。

公正取引委員会は、五月十三日、十四日の両日、社団法人山梨県建設業協会の本部及び同支部の事務所並びに同協会加盟の建設業者の事務所計五十数カ所において、いわゆる入札談合を行っていた疑いで独占禁止法に基づく立入検査を実施したところでございます。

現在、留置した資料の分析等調査を鋭意進めて

○岩本久人君 この立入検査に当たった新聞報道等を目を引いたのが異例であるという文字なんです。つまり極めてまれということなんでしょうが、しかし世の中では、世間一般の常識はほとんどすべての公共事業に談合があるということをお認めしております。にかかわらず、山梨県建設業協会に立入検査されたということが異例ということ、世の中の常識で談合になっているにかかわらずほとんど取り組んでいない、検査をしてないということになるんですかどうですか、その点についてお聞きしたい。

また、建設談合の摘発というのはどの程度なされているものなのか。今まで公正取引委員会が敬遠してきたというのには、実は政治的な圧力が大変なものだったということも聞くわけですが、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○説明員(上杉秋則君) 独占禁止法上禁止されております入札談合行為といえますのは、官公庁等が入札を行うに当たりまして入札の参加者側があらかじめ受注予定者を決定するという行為でございます。これは競争入札制度の根幹を揺るがすものであるとともに独占禁止法にも違反するといふことで、従来から積極的にその摘発に努めてきておるところでございます。

ただいま件数についてのお尋ねでございますが、過去十年間の件数を申し上げさせていただきますと、建設業、これは電気工業等を含む広い意味でのものがございますけれども、そういう建設業に係る受注予定者の決定事件に關しましては私ども十四件の審決等の法律に基づく措置をとっております。これまで、延べ三百三十四名の事業者に対して総額十六億六千七百二十八万円の課徴金の納付を命じたところでございます。

いわゆるゼネコンが属する一般土木建設工事業というカテゴリーで見ますと、今の数字は法的措置をとったものが二件、これは旧米軍工事業安全技術研究会のいわゆる横須賀基地の談合事件でございますが、それと鹿島建設は六十五名事件、これはいわゆる埼玉土曜会事件でございますが、この二件、延べ百十三名の事業者に対して、総額十二億九千六百四十七万円の課徴金の納付を命じているところでございます。

入札談合行為につきましては、先ほど述べさせていただきましたように、私どもの審査の重要案件でございます。そのような入札談合に関する情報収集に一層努力するとともに、具体的な端緒に接した場合には、調査を進めて法律に基づく厳正な対処を行いたいと思っております。

○岩本久人君 過去十年間で十四件、三百四十名、罰金十六億円といった今言われたのをここにも書きましたが、世間の常識から見ると余りにも僕は少な過ぎると思っております。

それで、そうは言っても競争社会ですから、いろんなところからいろんな情報というのはあるんだと思うんですが、公正取引委員会に寄せられてきた談合についての情報というのはどの程度あるのかということをお伺いしたいと思います。

○説明員(上杉秋則君) 私どもの審査活動の前提として、いわゆる一般の方々、事業者の方々等を含めまして、当方に対して情報の提供、報告がございまして、この申告に係る情報というのは私どもの活動の中で特に機密を要する事項でござい

まして、公正取引委員会といたしましてもその取り扱いには特に注意を払っているところでございます。

かかる観点から、その件数、どの程度ということにつきましては特に年次報告等においても報告していないところでございます。そのような申告がどれぐらいあるかということについて私の方から申し上げるわけにはいきませんので、御理解いただきたいと思います。

○岩本久人君 最近でも月に十件ぐらいですかね、新聞によく載っております。どここの県があるいは市町村が入札をやらうと思つたら談合の情報が入ってきた、したがって入札はその指名業者を外して新たにやりかえたということが新聞にずっと載っていますよね。かなり僕はあると思うんです。そういったところについては、確実な情報だからこそその異いわる発注者がそういう措置をとるわけですから、確実な情報に基づいているわけでありますから、そういったところについては公正取引委員会として調査をやっておられますか。

○説明員(上杉秋則君) 私どもが独占禁止法第四十六条に規定する権限、先ほどの立入調査の権限でございますけれども、そういう権限を行使するに際しましては、独占禁止法に違反する行為、入札談合行為等でございますけれども、そういう行為が行われたとする具体的な端緒となる情報に接した場合にこういう権限を用いて行うこととしていくわけでございます。

先ほど申し上げさせていただきましたように、一般的に、入札談合行為につきましては私どもの情報探知部門において十分の注意を行いその情報収集に鋭意努めているところでございますけれども、私どもの実務におきましては、新聞に報道されたというだけで私どもの権限を発動するに足る具体的な端緒となる情報を得られるという場合はそれほど多くないわけでございます。そのような新聞情報に加えて、それ以外に、私どものところに寄せられる申告等の情報、それから私ども

がいろいろ審査活動の中で得た情報、そういうものを総合勘案いたしまして、私どもの法律上の権限を発動するに足るかどうかというところを検討した上で必要とあれば権限を行使して審査活動を行う、そういう方針で望んでいるところでございます。

○岩本久人君 一般的な国民の見方としては、あのごとく談合が堂々とまかり通つておるのに公取は一切何しているんだというのがあるんです。しかし一方、公取の側にしてみると、そうは言っても人的体制とか物理的なこともあつてなかなか一挙に対応できないということも十分理解できます。

そこで伺いするんですが、現在、公正取引委員会の職員は何人で、検査等に携われる人数は何人おられるんですか。

○説明員(上杉秋則君) 公正取引委員会の事務局の職員というのは四百八十名強おりますけれども、私ども先ほど申し上げさせていただきました法律に基づく強制権限、独占禁止法四十六条に基づく権限の行使をできる者というのは審査部の審査官という地位にある者でございます。この数というものは、現在、私ども事務局の東京における本局それから全国に地方事務所がございます、合計をいたしますと七百七十八名ぐらい、百八十名弱というところでございます。

○岩本久人君 わかりやすく言えば百八十名で全国を網羅している、こういうことなんでしょうね。余りにも少ないという印象なんです。全国で地方組織というのはどこどこにあるんですか。

○説明員(上杉秋則君) 大体ブロック単位に事務所を置いておりまして、北からいきますと、北海道、仙台の東北事務所、中部、近畿、四国、中国、九州と、それから沖縄におきましては総合事務局の中に公正取引室というものを置かせていただいて、それらを全部合わせて百八十名弱の審査官を動員できる体制をとっているわけでございます。

○岩本久人君 よりわかりやすく理解するため

に、恐縮ですが、中国は広島にあるんですね、広島で中国五県をカバーしている審査官は何名おられますか。

○説明員(上杉秋則君) 中国事務所に審査課を置いておりまして、課長以下三名の体制であらうと思ひます。

○岩本久人君 中国五県という広いところを考えた場合、中国山脈を渡るだけでも大変なんですね。わずか三名と。

私は、前回のこの委員会でも、とにかく山梨型利権構造、つまり、公共事業の発注者でもないのにおのれを天だと称して一方的にゼネコンに対して指名をし決めつける、そして受託業者からは三〇五〇のレポートを巻き上げる、これは山梨型でなくて本家は島根県だと。私も二十何年見てきておりますから、だから早くそのことを言っておくわけだから調査してもらいたいということを言っておきました。なかなかおいでにならない。何とかかと思つたら、中国五県で三名ではやっぱりなかなかならぬということですね。その三名という数について、どのような評価ですか。

○説明員(上杉秋則君) 私ども審査部門の強化というところで、平成元年の時点で百二十九名の審査部職員が本局、地方含めてございました。これをいろいろお願いいたしましたして、先ほどの平成四年度で百七十八名という体制に持っていきました。今年度予算が通過いたしましたことによりまして百八十六名の体制を組むことができています。私どもの審査活動に対する各方面の理解をいただきましたことにより充実させていただいていくわけですが、今後この数字をさらに充実できるように努力していきたいと思ひしております。

それから、地方の案件につきまして、私ども地方には確かに少人数の担当官しか置いていないわけですが、私どもの事件の性格上、かなり全国的な事件それから地方におきましても立入検査を行いますという場合にはやはり東京等から相当の人員を送り込む必要がございます。そういう

ことで審査官の配置の上でも東京を中心に置いているわけでございます。東京に百三十九名置いて地方に三十九名置いているというような形でございまして、地方の事件におきましても、先ほど申しましたように、具体的な端緒となる情報に接した場合には本局の人員を動員いたしましてそれに取組む準備は整えているつもりでございます。

○岩本久人君 今の件で自治大臣にお伺いいたしますが、公共事業のうちの七割は地方なんです。それで、その発注に当たってはほとんど全部指名競争入札。そして、この指名競争入札のそのまたほとんどに談合が存在しているという事は世間万人が認めることであります。この談合が今の日本の政治腐敗構造を生んでおるということですから、今や談合摘発という問題は社会的な要請です。にもかかわらず、先ほど私も初めて伺つてびっくりしたんですが、それを是正するための体制というものが余りにも貧弱だと思ひます。そのことについて大臣の感想を聞かせてもらいたいです。同時にまた、ぜひとも私は十倍とまではいかなくても最低二倍三倍はやっぱり置く必要があると思ひますが、そういう増員についての努力をぜひしてもらいたいと思ひますが、そのことも含めてひとつお願いいたします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は県におきまして水道部長や建設部長もやっていたことがあるんです。こういうた事務についても多少は経験上承知をしておるわけですが、いわゆる建設大臣登録という業者の方も大変な数なんです。そして、知事登録の業者もおられます。一般競争入札をもし何の準備もなしに施行すると大変な混乱に陥ると思ひます。業者の持つておる能力、スタッフ、技術、そういったいろいろな点も考えてまいりますと、日本のこの競争入札制度の風土というものは長い間いろいろと経緯があったわけでございますが、アメリカで行われているようなことをすぐに持つてくることはできるのかどうなのか、いろいろ問題点があります。

うことで審査官の配置の上でも東京を中心に置いているわけでございます。東京に百三十九名置いて地方に三十九名置いているというような形でございまして、地方の事件におきましても、先ほど申しましたように、具体的な端緒となる情報に接した場合には本局の人員を動員いたしましてそれに取組む準備は整えているつもりでございます。

公正取引委員会、これは独占禁止法に基づいていろいろなことを作業していきけるわけでございます。この独占禁止法に基づく公取の作業も極めて重要であります。それから、関係官庁でございます。例えば建設省、農林水産省あるいは運輸省等公共事業の発注官庁があります。また御指摘にあったように、現在の公共事業は都道府県、市町村を通じてなされるものが全体の七十数%にも及ぶわけですね。そういった点で、指名競争入札制度、一般競争入札制度を一体どういうふうにしていったらいいのかわかることは中村建設大臣も非常に心を痛め、そしてこれに対する相談にも来られました。

これはひとつ建設省と自治省とでこういう入札制度をどういうふうに行っているのかというのか研究してみようじゃないかということから、建設経済局長、自治省の行政局長等がスタッフになりまして入札制度の合理化についての会が今発足をいたしました。したがって、これについての研究機関がその成果も着々と上げていくことができればいいと思います。公正取引委員会あるいは大蔵省等ともよく相談しながらやっていかなきゃならぬと思います。

指名競争入札制度にすれば入札に参加する業界が比較的限られておりますから、現在の制度では、もしそこに不正が介入する余地がなければ非常に理想的な制度の運用ができるというわけでございます。……

○岩本久人君 大臣、その問題は後から思っておりますが、私が今聞いておるのは、公正取引委員会の体制が余りにも貧弱ではないのか、そのことについてどう思いますかと。そのことだけ答えてください。

○国務大臣(村田敬次郎君) これは大蔵省、自治省等いろいろと関係機関があるわけでございますが、公取は極めてまじめに事業を遂行してくれておるわけでございますが、スタッフが少ないという点は確かにあるかと思えます。その点については、これからの公取と大蔵省あるいは人事院等

との折衝になっていくんじゃないでしょうか。○委員長(佐藤三三君) 国務大臣としてどうするかということですね。

○岩本久人君 そういうことなんです。もう一回言いますよ。いいですか、ちゃんと聞いておいてください。私が言いたいのは、公共事業のうちの七割が地方だと、それで地方自治体を所管する自治大臣として、言われているような都合だという疑惑があるということとはもう世間の常識であります。しかしながら、さっきから私が言うように、どんな情報も寄せられようとどんなに意欲があっても、物理的に人的体制が余りにも貧弱だからうまく機能してない。だから、現在の人数をどの程度評価するか。私は今の社会的要請からいえば十倍ぐらい欲しいと思うんですが、どの程度の人数が必要かはもちろん所管のところで相談してもらわなければならぬと思いますが、いずれにしても、そういう要請があるということをまず認識いただきたい。自治大臣としても担当の大臣とか省庁に対して大幅の増員をしてきつち国民の期待にこたえられるようにしてもらいたいということを全力を挙げて頑張ってもらいたい、こういうことを今聞いておるわけですよ。

○国務大臣(村田敬次郎君) 岩本委員の御指摘はよくわかります。努力をします。それで、要は活性化ということでございます。国会も政治改革の問題が出て極めて活性化した。関係各省も本当にやる気を起こしてやるということになれば必ず能率も上がると思えます。その点、公正取引委員会や会計検査院等の機能を極めて期待をするわけでございますが、岩本委員の御要望はよく承りました。

○岩本久人君 公正取引委員会の課長さんに最後に要望しておきたいと思うんです。いずれにしても、どういいますか、極めて脆弱な体制の中で大きな社会的な課題に向かって頑張っておられるわけですが、事は社会正義にかかわることですから、今後ともひとつ

元気を出してしっかりと頑張ってもらいたい。そして、勇気を持ってやっぱり増員要求もやってもらわないと、要求のないところには絶対に予算はつきません。しかし、自治大臣が最大限努力すると書いておられます。大きな味方もできましたんで、ひとつしつかり増員要求してもらって体制をつくらせて国民の期待にこたえてもらいますようにお願いをして、長時間ありがとうございます。あなたに結構でございます。

建設省来ておりますか。それでは、指名競争入札制度の問題について、次に移りたいと思います。ごらんになったかと思うんですが、週刊誌で、「官製粗大ゴミ」といったシリーズで屋山太郎氏が金丸やみ献金の原因は建設省にあると指摘しております。原因は建設省にあると指摘しております。その上で、指名競争入札制度こそが汚職、談合、やみ献金の温床となっていると批判しております。そして、こうした指名競争入札制度によって事業費が実に一六%から三三%も高くなるといったアメリカの学者の説を紹介し、これを裏づける判例を挙げるとともに、こういった制度のもと建設省の建設企業への天下りがなされていると批判しておられます。

そこで、こうした指名競争入札制度が談合の温床となり、やみ献金を横行させているといった事実に対して、建設省はどのようにお答えされるでしょうか。また、指名競争入札制度の結果事業費が高くなっているという指摘に対して、どのようにお答えでしょうか。お願いいたします。

○説明員(峰久幸義君) 公共工事につきましては、物品の購入等と異なりまして現地の組み立て作業でありますとかあるいは単品受注等そういうような特殊性がございますので、特に所定の期限内に良質な工事を施行していただく、こういう建設業者を指名して質の確保を図ることができ指名競争入札方式を公共工事に関する運用上の基本としておられるところでございます。

一方、一般競争入札制度につきましても昔から種々御議論がございまして、それで、中央建設業審議会等からの答申におきましても、不誠実な建設業者を排除することが極めて困難で、不良工事、工期の遅延などを発生させるおそれが非常に大きいということ、それから審査、施工、監督等の事務量が膨大になるということ、それから過当競争いわゆるダンピングの発生を招来するおそれが大きいということ、それから公平な受注機会の確保ということの観点から薄くなるということ等の問題があるということで指摘されております。

それで、欧米の主要国について見ましても、例えばアメリカでは一般競争入札方式を採用しておりますけれども、イギリスでは指名競争入札を採用しておりますし、またフランス、ドイツでは指名または公募を行いまして、そこで技術審査を経て入札参加者を決定するという方式が見られるところでございます。各国各様の方式が採用されているところでありまして、必ずしも一般競争が主流ではないということでございます。

建設省におきましては、指名競争入札を採用しているところでございますけれども、この運用に当たりましては、特に指名については指名基準に従いまして、かつ合議制の指名運営委員会の議を経て業者を選定するというところとか、あるいは入札結果等につきましては指名業者名を含んで公表していること、こういうことによりまして厳正かつ公正な入札契約事務の執行に努めております。

それから、一般競争入札方式を採用しておりますアメリカでも年間数十件の入札談合に対する刑事訴追が行われているということも聞いております。必ずしも入札方式と談合というものが直接結びつくものではないと考えております。したがって、指名入札制度が談合、やみ献金の温床とは言えないと考えております。

ただ、御指摘のように、指名競争入札制度についても手続のより一層の透明性を高めるとか競争性を確保する、こういうことが非常に指摘されて

いることでもございませぬ非常に重要だと我々考
えておりまして、五月の初めにもいろんな改善策
を発表させていただいたところございませぬけれ
ども、その中におきましては、一般競争の有する
長所を最大限に生かすため、広範な参加機会を確
保するというと同時に、技術力を重視する新
たな入札契約方式の導入とかあるいは指名基準の
運用基準を具体化していくとか、こういう形で
現行の入札手続の大幅な改善に取り組まされてい
ただいてるところでございませぬ。今後ともこう
いうことで全力で取り組んでまいりたいと思つて
おります。

それから、雑誌で指名競争入札がゆえに価格が
高いではないかという御指摘でございませぬ。一
六％から三三％指名入札の制度のために高くなつ
ているというところでございませぬ。御指摘の数値は
外国人の寄稿によりますものであると思われませ
けれども、当該数値と申しますのは、一般競争と
指名競争とを問はず、談合が行われる場合とそう
でない場合の差を単純化された前提のもとで、か
つまた数学的モデルによって推測されたもので、か
ざいませぬ。ですから、こういうことから実証的な
結論を導くことは非常に難しいと思ひますし、特
に公共事業一般につきましてこういう形で高く
なっているとは言えないというふうに思つており
ます。

申し上げるまでもございませぬけれども、公共
工事の発注に際しましては、予算決算及び会計令
に従ひまして取引の実例価格等を考慮して適正に
予定価格を定めることとされております。その予
定価格というものは、工事を行うに当たって必要
な材料費、労務費、それから機械経費等から成る直
接の工事費、工事の準備費、機械の運搬費等の共
通の仮設費、それから工事の管理のために必要
な現場管理費、それと一般管理費とを合計して定
めておりますが、この算定に当たりましては、直
接工事費については工事の実態に基づきまして労
務費、材料費や作業の所要人員等を定めておりま
すし、また共通仮設費とか現場管理費についても

同様に工事の実態調査に基づいて基準額を定めて
行つております。また、一般管理費等については
財務諸表等を分析して適正に定めているところで
ございませぬ。

このような予定価格は指名競争入札と一般競争
入札を問はず同様に採用されるものでありますけ
れども、今申し上げましたように、予定価格の算
定に当たりましては予算決算及び会計令等に基づ
きまして適正、厳正に定めさせていただいており
ます。それと同時に、先ほど申しましたけれど
も、アメリカでも一般競争入札方式を採用して
おりますが、談合のケースもあるということ等から
考えますと、指名競争入札制度のために事業費が
一六から三三％高くなつていふふうな雑誌
の指摘というものはあり得ないことだと考えてお
ります。

積算につきましてはそういうふうなことでござ
いませぬけれども、なお、諸経費が甘いのではない
かとあるいは算定方式、積算方式がわかりにく
い、こういうふうな御指摘もございませぬ。そうい
うことにかんがみまして、建設大臣のもとに検討
委員会を設置しまして、市場の実勢ですとか施工
形態の変化、こういうものに機動的に対応できる
積算でありまして透明性の高い会計を
つくるという観点から、第三者の方々の目も入つ
ていただきまして、そういう形で評価、検討を行
うということも行つていこうと思ひます。

いすれにしても、今後とも予定価格の設定
に当たつて適正、厳正に行うよう努めてまいり
存でございませぬ。

○岩本久人君 峰久地方厚生課長さん、建設省を
代表して一生懸命今お答えになりまして、その一
生懸命さはわかるんですが、そのスタンスが悪
い。なぜかと。今まで自分たちがやってきたこと
はまず基本的に間違ひでなかつた、絶対正しいん
だという前提に基づいていふからなんですか。し
かし、今まで皆さん方が一生懸命頑張つてやって
きたことが実はどうなのか。にもかかわらず、あれ
ほどの社会的な問題に発展するだけの談合、政治

腐敗というものを呼んでいるんですよ。そのこと
をまず謙虚に考えてもらいたい。まず私はそれを
一番言いたいんです。あなたがひとりその原稿を書
いたんでないことぐらいわかりますから、あなた
が建設省を代表して来ておられるから言うわけ
です。あなたを通じて皆さんに言ってもらいたい
。そこで、私が言いたいが、答弁が漏れており
ますが、そういうことの中の一つに例えば天下
り、建設省からゼネコンへ天下りしておられる方
の数は何人なんですか。そして、新聞報道によ
ると、建設省は建設業法に基づき、三十一日とい
うからきうからですか、ゼネコンから事情聴取
するということが載つておりましたか、これはど
ういう目的でなされておられるのですか。中身はど
うか、お伺いをいたします。

○説明員(峰久幸義君) まず天下りの件でござ
いませぬ。

建設省の職員が本人の知識、経験などを生かし
まして退職後各分野で活躍することというのは、
本人の生活上はもとより、社会的にも必要なもの
があると思ひます。こういう形で今……

○岩本久人君 人数を聞いています。

○説明員(峰久幸義君) 人数としてましては、建設
業界には平成二年度十二名、三年度七名、四年度
には四名という形で人事院の承認を受けて行つて
いるところでございませぬ。

こういうことで、人事院等の公正な審査を経て
承認を得た者について就職できるような形で行つ
ております。行政の公正さを損なわないというこ
とはもちろん重要でございませぬので、さらに厳正
に対処していきたいと思ひます。

○説明員(風岡典之君) 先生の方から建設業者の
ヒアリングの状況をというところでございませぬ。

実は私も、建設業界の一般的な状態というも
の、今回のいろんな件を反省いたしまして、その
実態の把握に努めたいというふうに思ひます。そ
れに事業者団体、これはゼネコンの団体でござい
ますが、連休前に事業者団体にまず来ていただき
ましてその状況というのを聞きしました。それ

に引き続きまして大手のゼネコンということで、
事業者団体につきましては実はまだスタートして
おりませぬけれども、六月の上旬ということ
間もなくスタートしたいと思つておりますが、三
十社程度につきまして業者の一般的な実態とい
うものをお聞きしたいというふうに考えておりま
す。

具体的には、それぞれの大手ゼネコンの事業活
動の実態とかあるいは会計処理の状況とか、ある
いは元請、下請関係ということもいろいろ議論に
なりましたのでその契約の実態、あるいは独禁法
等を含めた法令遵守についての今後の取り組み方
針というふうなことにございまして、三十社程度か
らその状況を聞くというところでこれから作業に入
る、こういう予定でございませぬ。

○岩本久人君 さっきの天下りの話ですが、人事
院の承認を受けた者は十二人ということですが、
実は受けてない方がたくさんおられるんですね。
その数字がわかればお願いしたい。

○説明員(峰久幸義君) きょうは人事担当者が来
ておりませぬので、ちょっと数字を私持ってきた
ものでございませぬので、ちょっと数字を私持ってきた
から、ちょっと把握しておりませぬ。

○岩本久人君 それでは、後から資料をお願い
いたします。

それでは、大臣がいろいろか自治省の方がいいの
か建設省の方がいいのか、さっき大臣が若干言
かけておられました自治省と建設省との間で入札
制度の改善策について協議会を設けるといふこと
であります。地方公共団体発注の建設事業につ
いて自治省は今後どのようなスタンスで地方団体
を指導していきたいのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(紀内隆宏君) 先ほど来御指摘いた
だいておりますように、地方公共団体の財務の執
行、特に契約につきましては、その公正さを確保
するということは何としても必須の要件でござい
ます。

私どもかねてから住民から疑惑を持たれるよう

なことのないように指導をやっているところでございますけれども、お話にもございましたように最近いろいろ取りざたが行われているということでございます。自治省といたしまして、地方公共団体に対する入札の助言に当たりました。建設省がみずからその公共工事の発注者でもあるしあるいは建設事業者の指導にも当たられるということでも専門的な識見をお持ちでございますので、この間に、情報交換をいたしまして入札なり契約手続の改善とか、あるいはその運用の適正化というものを検討しようということで、先ごろ協議会を設置いたしました。

この協議会におきましては、まずいろんな入札方式の活用をどうするかという点、それから次に指名競争入札に当たっての指名基準の制定なりあるいはその公表ということ、また業者の指名あるいは指名の結果の公表などにつきまして協議をして、その協議の結果に基づいてさらに綿密に地方公共団体に対して助言をしていきたい、このように考えております。

○岩本久人君 時間がだんだんなくなりますのでちょっとはしることにしますが、今年度の地方財政計画でも単独事業の伸び率は大変高い。加えて、今年度の新総合経済対策では二兆三千億もの追加が行われている。そういう予算がつくこと自体は結構なことだと思ふんですが、それだけの大変なお金があったその工事発注の段階で談合が行われてその一部が政治家にリベートとしてやみ献金されるといったようなことを考えると、税金を納める国民の側としてはとてもやり切れない気持ちだ、こういうことなんです。

それで、談合という問題を排除するために入札制度は、いろいろ建設省は言っておりますが、やっぱり変えていかなければだめなんだと思うんです。今のやり方では、そのところも含めて、大臣、政治家としてこの問題にどのように対応されるようとしておられますのか、お伺いいたします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先ほどの質疑応答の中にございますように、建設大臣が非常にこの

問題を真剣に検討して相談してこられた。そこで協議会をつくったわけでございますが、私は、これから地方公共団体の発注等を通じて改善すべきものはぜひやっていかなきゃならぬ、そして政治改革の問題がこのように国民的世論となつて盛り上がったときこそこういう問題についての大切なときであると思つておまして、自治大臣としてはよいことの一環でございますし、宮澤総理の政治改革の決意をよく存じておりますので、何としましてもこれから立派にこのことをなし遂げていくこと、これは先生方とともに進むべきである、このような認識を持っておるところでございます。

○岩本久人君 この問題の最後に建設省とそれから自治省にお伺いをしたいんですが、実は、私の地元、島根県の平成四年度の建設省発注の工事全部と一億円以上の県の工事の全部の指名状況の一覧表を持っております。

それで、その道のプロに全部分析してもらったら、やはり一党一派に、偏ったところにはばかり指名がなつておるんです。なぜだろうかとこの中でいろいろ検討会をしてみましたら、指名をする前段でどういう工事が計画をされているかというところが一部の者にしか情報が入っていないというところ、一番問題があると。それで、その一部は例えば県の場合だったら、県の土木部、農林部等の幹部を退職して天下った会社とところに極秘情報みたいな形で行って、それらが日参をして営業活動が顕著だったということで指名を受けるような建前になっている、こういうことなんです。

が、この提案について建設省と自治省の考え方を聞きたいと思ひます。

○説明員(風岡典之君) 発注計画を年度当初に公表すべきであるという御指摘でございますが、一般に、年度当初ということになりますと当然発注する工事の時期とかあるいは予算とかあるいは内容というものはもちろん必ずしも明確に確定しているわけではございません。しかしながら、できるだけ早期に幅広く情報提供をするという必要性というのは御指摘のとおりでございます。

建設省におきましては、予算が成立した段階におきまして、これは建設省の所管の直轄工事、それから補助工事も含めてでございますけれども、いわゆる箇所づけの資料というものを公表させていただきます。ただ、これにつきましては一般の方々も閲覧をもちろんで、そういう形にしております。さらに、地方建設局におきましても、毎年度事業概要、これは事業概要ですからある程度ラフなものになりますけれども、そういうものも公表しているところであります。

それからまた、今回、平成五年度から新しい入札方式としまして技術情報募集型等の方式を実施いたしました。これにつきましては、技術情報募集型につきましては五年度七十一件でございます。それから、意向確認型の方式というのは三十三件予定しておりますが、この内容につきましては、どういう事業が対象になるのかということにつきましまして既に一括公表させていただいております。

今、私申し上げましたような実態でございますけれども、先生御指摘の点というものは十分頭に入れたながら可能な限り内容の公表ということについては努力をしていきたいと思っております。

○政府委員(紀内隆宏君) 私ども地方公共団体の実情をつまびらかに知りませんけれども、今建設省からも答弁がございましたように、できるだけ情報をお開きするということは好ましい話でございます。地方公共団体の実情等も聞きながら、具体的にどのようなことが可能であるのか、その

ようなことを検討させていただきたいと思ひます。

○岩本久人君 政治改革の関連で、今度は地方分権の問題をお願いしたいと思ふんですが、四月十九日に地方制度調査会から広域連合と中核市という問題について答申がありました。内容も見る伺ったわけではあります。広域連合の場合、現在ある一部事務組合との関係がどうなのかという疑問があります。それから中核市の場合、いわゆる政令指定都市との関係、整合性はどのようになるのかということについての大きな私は疑問を持っています。そのことについてまずお伺いいたします。

○政府委員(紀内隆宏君) 四月十九日に地方制度調査会から答申がございまして、広域連合と中核市の制度を創設せよという内容でございました。まず、広域連合についてでございますけれども、広域連合制度というのは、従来の一部事務組合制度と違つたところを申し上げますと、国から直接権限移譲を受けることができるようにすること、それからそれからみずからの所掌事務の変更について構成団体に対して自分のイニシアチブを行使することができるということ、また、広域計画とか共通政策といったようなものをその広域連合でつくった場合には、これについてそれに沿つて行政が行われるように構成団体について勧告をする権能を持つとか、そういう形で、一部事務組合に比べますと構成団体からの独立性を強めるというふうな内容になっているわけでございます。

ただ、そうやって独立性が強くなりますと、構成団体の住民という関係でつながりますと住民との距離が遠くなつてしまふということもございまして、広域連合そのものに住民という観念を導入して、そこに住民に一定の直接請求みたいなものを働かせる、こういう工夫がされているわけでございます。

一方、従来からございます一部事務組合制度は今言ったような特徴を含んでいないわけでございます。各地方公共団体にありましては、この新

しく考えられました広域連合制度、いずれまた法制化をお願いすることになりますけれども、でき上った際には広域連合と一部事務組合制度、そういうふうな独立性の違いというふうなものを頭で置きながら、具体的な地域の実情とかその地域で扱おうとする広域的な処理事務の特性とかというものををにらみ合わせて、そのいずれかを選択する、こういう方向になっていくんであらうと、このように思っています。

それから、中核市につきましては、一定の要件を御答申いただいております。人口については、ええ三十万人以上ということになっております。

一方、政令指定都市の指定の要件は明文の上では人口五十万人以上、こうなっているわけですが、人口だけでも、具体的な運用におきましては、人口とかあるいは都市としての態様といましようか機能といましようか、そういうものが既存の指定都市と大体同程度であるというものを政令で指定する運用になっているわけでございます。

したがって、形の上だけで見ますと、中核市につきましては人口三十万人以上でございますから非常に大きいのも中核市として動くこともできるし政令市もなり得るようによめましますけれども、実際に、一定の人口段階になりはかの要件を整えてくれば、恐らくは政令市に移ることを団体希望し、かつ私どもが政令で指定する、こういう運びになる関係であらう、このように考えております。

○岩本久人君 それで、この中核市の要件というのがいろいろ書いてありますが、やっぱり一番のネックは何といつても人口の要件、三十万以上ということがあります。

実は、私の出身の鳥根県の一歩大きな都市、京都松江市でも十四万人しかいない。鳥根県でも同じような状況です。そのほか教員あるようですが、もちろん政令指定都市には入らない。それで今回の中核市もだめということになると、我が日本全体が全国的な課題で取り組んでいかなければならない東京一極集中を排除して国土の均衡ある発展を図っていくんだというこの大義に逆らうことになる、こういったものが次々できてくる。この間も説明でありましたように、政令指定都市、中核市、そしてその他と、こういうわけですから、全部その他に入ってしまうということなんでしょう。

ですから、そういった意味では、せっかく地制調からの答申があったという重たい中身かも知れませんが、やはりそういったことについてもしっかり受けとめてもらって今後きちんとして対応してもらわねと困るというふうに思いますが、自治大臣の見解を聞いておきたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 御指摘になった四月十九日の地方制度調査会の答申は、私は総理の御受けになるのを立ち会って見させていただいたんです。確かに岩本委員の御指摘のようにこれは広域連合と中核市の問題が中核になっておりますが、しかし、御承知のように地方分権の決議が間もなくなされようとしておるわけでありまして、市町村自治の強化というのは、私は地方分権の目玉であると思っております。したがって、中核市の制度からは確かに松江なり鳥根なりはこの対象になることは考えられませんが、市町村の地方分権強化という点ではまさに政治改革の大きな一環でありますから岩本委員の御指摘になられた点もよくわかりますし、市あるいは町村の自治の強化ということに向かつて、委員とともに、先生方とともに取り組んでいきたい、このように考えております。

る発展を図っていくんだというこの大義に逆らうことになる、こういったものが次々できてくる。この間も説明でありましたように、政令指定都市、中核市、そしてその他と、こういうわけですから、全部その他に入ってしまうということなんでしょう。

正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。○岩本久人君 地方分権の問題について引き続き質問をさせていただきます。平成三年十二月に、行革審の豊かなくらし部会からパイロット自治体という問題について報告がありました。当時、国民全体としても、とてもこれは斬新で、今後の地方自治のあり方として注目をされ歓迎されるという状況であったわけでありましたが、関係省庁の大変な抵抗に遭ったというよりなこと等もあって、今年四月二日の事務次官会議申し合わせで結局いいところは全部削り取られて骨抜きになったというようにございまして、こういってことについて自治大臣はどのような感想をお持ちか、お伺いいたします。

るわけですが、今見ませんので、帰られたらぜひ聞いてください。事前に言っておきませんので事前に言うともた何かつたらいけませんので言っておきませんが、まさかちよっとおくれると思わなかったもので、それをお願いして、次に行きます。

午後一時開会
○委員長(佐藤三吾君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、地方交付税法等の一部を改

○委員長(佐藤三吾君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。
正午休憩

○岩本久人君 いずれにしても、この問題は今後の重要な意味を持つと思ひまして、委員長の御配慮で、できたら当時の行革審豊かなくらし部会部会長である細川さんに意見を聞きたいと思っております。

会議員にあっては二十万円あるいは十万円を切る
といったような状況も実はあるんです。そういう
中で多様な住民ニーズにこたえて頑張っている
ということ、社会的にも注目されている中、今も
例えば尼崎の市議会とかいろいろなところでい
ろんな問題が起きているというところ等も含
め、総合的に考えてみて私はやはり地方議会のこ
の議員報酬というものを大幅に見直す、そして、
それとできるだけ制度化するといったようなこと
が重要ではないかと思うんですが、こういったこ
とについての基本的見解を伺いたいと思います。
○国務大臣(村田敬次郎君) 地方議会の議員の報
酬につきましては、その職務の内容に応じ住民の
理解と納得が得られるよう慎重に決定する必要が
あり、自治省としては、第三者機関でございま
す。特別報酬等審議会を設置いたしましてその意
見を聞いて報酬を決定するなど適切な措置を講ず
るよう指導してまいりたい、このように考えてお
ります。

○岩本久人君 この問題は私は極めて重要だと思
うので、ぜひ大臣にあっては今後とも積極的に勇
気を持ってこの問題に対処してほしいと要望して
おきます。
次、警察庁、よろしくお願いいたします。
去る五月十六日のNHKのテレビで、「犯罪捜
査・岐路に立つ警察」という題名で、警察庁の城
内長官も出演しておられましていろいろ言っ
ておられました。私も見させていだいたわけであ
りますが、検挙率が低下をした原因としてどう
いったことをお考えでしょうか。

○政府委員(城内康光君) お答えいたします。
委員ただいま御指摘のとおり、全刑法犯の検挙
率というのは下がっておりますが、一つは、
特に低下の原因として考えられますものは、一つ
には、捜査本部を設けなきゃならないような凶悪
重要犯罪がふえているとかあるいは深夜のスー
パーマーケットに対する強盗事件などがふえてお
ります。特に都会では二十四時間営業のスーパー
マーケットなどがありまして、これに対する強盗

事件などもふえておる。それから銃器使用犯罪も
ふえております。これはいわゆるけん銃の拡散現
象というようにことで説明をしておるわけござ
います。またさらにボーダーレス化の社会の変
化を反映して犯罪の広域化とかあるいは来日外国
人による犯罪などがふえておる。また性的な犯罪
もふえておる。こういう犯罪そのものの複雑多様
化ということが一つにあると思います。
それからもう一つは、都市化の進展に伴いまし
て住民の連帯意識が希薄になってきているとかあ
るいは匿名性が増大してきておるというところ
とで、なかなか貴重な情報の入手がうまくいっ
ていないというところがあるかと思っております。
また、物が大量生産され大量販売されるようにな
っておりまして、犯罪現場に遺留されていたよう
な物件についてなかなかとをたどることが困難
である。そういうことで捜査が非常に長期化、困
難化する。そういうようなことがいろいろあるわ
けでございます。

ただ、そういう情報の中で、検挙率そのものが
直ちに治安水準を示すものとは必ずしも言えない
わけでございますけれども、しかし、やはり国民
が真に解決を望むような事件については優先的に
やっていかなくちゃいけないということで、犯罪と
いっても凶悪事件から軽微な事件までいろいろあ
るわけでございますが、とりわけ国民の要望の強
いものについては重要犯罪あるいは重要窃盗とい
うことで一つのカテゴリーをつくりまして、そう
いったものについて検挙率を向上すべくいろいろ
努力しておるということでございます。

○岩本久人君 自身の周辺にも、何でこの事件
がまだ未解決かといったようなものがたくさんあ
ります。
そのうちの一、二を申し上げますと、一つは、
十二、三年前に私の地元でいわゆる新妻殺害
事件というのがありました。間もなく時効ではな
いかということですが毎年県議会やなんかでは出て
おるんですが、見通しが立っていないというのが一
つあります。

それから、去る四月三十日には、私の隣の鳥取
市の病院で起きた新生児誘拐事件、いわゆる豚
ちゃん事件というのがありますが、これは一体
どういうことになっているのか、伺いたいと思
います。

○政府委員(國松孝次君) お尋ねの件の最初のも
のは、昭和五十六年七月四日鳥根県鹿島町で発生
した殺人事件のことであろうというふうに思っ
てございまして、この事件は大変特異な事件で
ございまして、事件認知以来、捜査本部を設け
いたしまして鋭意捜査を推進してきましてござ
います。ただ、残念ながら今日までこれとい
う手がかりがないという状況でございますが、ま
だ時効と申しまして三年ありますので、こうい
う件につきましては、私も決してあきらめると
かなんとかいうことじゃなくて所要の人間を置き
まして継続捜査する。例えば類似の事件が発生し
た場合には必ずその事件との検討をしながら捜査
するということのような粘り強い継続捜査をいたし
ておるところでございますので、この事件につきま
してもまだまだ捜査をしていかなきゃならぬとい
うふうに考えております。

それから、もう一つの四月三十日に鳥取市内の
産婦人科医院で発生いたしました事件、これは全
国的に見ましても大変特異な事件でございます。
現在、鳥取県警におきまして刑事部長以下二百八
十四名という大態勢で捜査をいたしております。
これはまだ一カ月を経過したばかりでございます
やることはたくさんございますので、こういった
ことにつきましても今後ともぜひ新生児の発見と
犯人の検挙というものに結びつけてまいりたい。
今鋭意捜査をしておるところでございます。

○岩本久人君 検挙率が下がったといったような
こと、もちろんそれだけでどうかということとは長
官が言われたわけで、それを理解しないわけでは
ありませんが、私が思いますのは、期待されて
いる社会的要請にこたえる、そのことからいへば
定数が余りにも厳し過ぎるということが一つはあ
りはいないか。現場段階における週休二日制は一

体どういうことになっているのか。あるいは基本
的な待遇です。命をかけてやっているわけですか
ら、それが今のままでいいのかといったような根
本的な問題もあると思うんです。時間がありません
から答弁はいいです。そういった問題につ
いて、今後やっぱり抜本的に対策を立ててほしいと
いうことを要望しておきたいと思っております。
以下、随分通告しておりますが、時間があ
りませんので、かなりはしることを皆さん御容赦く
ださい。

次、年金の問題ですが、公的年金制度一元化の
方法について、社会保障制度審議会や年金審議会
等のいろいろな審議が進んでいるのではないかと
思いますが、基本的にこの問題はもうなっている
のか、お伺いをしたいと思います。

○説明員(中村秀一君) 一元化の問題についてお
答え申し上げます。
年金制度につきましては、国民の老後生活の中
心でございますし、高齢化が進んでいく中で長
期的に年金制度を安定させていくということが極
めて重要になっております。公的年金制度につ
きましては、先生御承知のとおり、いろいろ歴史が
ありましていろいろな制度に分かれております。
こういうふうに分かれた制度それぞれが長期的に
安定していくということが課題になっておりまし
て、これが公的年金制度の一元化の問題というふ
うに言われている問題の根本でございます。

一元化に向けての取り組みにつきましては、も
う昭和五十年代の初めからいろいろな提案がなさ
れたり取り組みが行われておりますが、政府とい
ましては、昭和五十年代末からこの問題に取
り組んでおりまして、平成七年を目途に公的年金
制度を一元化する、こういう方針のもとで作業を
進めているところでございます。

これまでの進捗状況でございますが、説き起
しますと、昭和六十一年の年金の改正によりまして
国民お一人お一人に基礎年金制度に入っていた
くということ、いわゆる年金制度一階二階と申
し上げておりますが、一階制度の一元化というも

のは昭和六十年に完了いたしております。問題になりますのはいわゆる二階部分、サラリーマンの年金制度が例えば公務員ですと共済組合、民間のサラリーマンですと厚生年金、旧国鉄の方々はと現在はJRの共済組合、いろんな制度に分かれているという二階部分のサラリーマンの年金の一元化が問題になっているわけでございます。

このサラリーマンの年金の一元化の問題につきましても、まず給付の面では昭和六十年改正以来そろえられてきていることでございます。問題は、残っておりますのは各制度ばらばらでございまして、特に抱えております年金受給者の数が現役の数に対して違いがある、こういう成熟度の違いから、それぞれの制度について保険料負担などの違いが出てくる。いわば負担面の不均衡が問題になっているところでございます。これにつきましては、平成二年度から被用者年金制度の制度間調整事業というのをやらしていただいております。ことしの三月に三年後の見直しというものも行わせていただいたところでございます。

こういう見直しの過程におきまして、懇談会の方からも、政府は平成七年を目途とする一元化の完了に向けて精力的に検討を行うべきであるという御意見を有識者から成る懇談会からいただいたとおりまして、ただいま先生御質問がございました。平成七年の目標に向けて精力的に検討を続ける。ただ、先ほども申し上げましたように、厚生年金制度、国家公務員共済制度、地方公務員共済制度、その他幾つかの共済制度がございまして、一元化の問題についてそれぞれ制度固有の問題もございまして、政府の各省の間の申し合わせとして、ことしの秋までに各制度でまず一元化の問題について議論を進めていこう。

それから、これは制度間の問題ですから、例えば厚生省の厚生年金制度で申し上げますと年金審議会がございしますが、そういった各省の審議会ですばき切れる問題ではない、各制度共通して審議

できる場を設けるべきであるという御提言も先ほど申し上げました制度間調整事業の見直しの懇談会からいただいたとおりです。まず秋までに各制度それぞれの立場から検討を進め、その後共通の審議の場を設置するなり、そういう方向を経て、平成七年の年金制度の一元化に向けて進んでいこう、こういう申し合わせになっております。

厚生年金の立場からは、先ほど先生からお話がありましたように、昨年の六月末、年金審議会でも次期制度改正に向けての審議が始まっております。その中の検討項目として一元化の問題も掲げられておるところでございます。年金審議会の方では、次期制度改正問題も含めて秋までに見書を取りまとめたいと考えておりますので、公的年金一元化の問題につきましても年金審議会の方で、厚生年金として、また基礎年金を抱える立場から、どういった観点を踏まえて一元化を進めていくべきかについて御意見を取りまとめたいところ、こういうような方向でやっております。

○説明員(柏崎雄雄君) 御説明させていただきたいと存じます。公的年金一元化の問題については、現在年金制度を所管する関係の各省庁におきまして検討が進められておるところでございます。今後、年金制度所管の各省庁の公的年金制度一元化に關します検討の内容がまとまりましてこれら各省庁より社会保障制度審議会に対して諮問がなされるものと思われまして、それを受けまして社会保障制度審議会において審議がなされていくというふうなことになるのではなからうかと思っております。

○岩本久人君 では、次に移ります。消防の問題であります。全国的に問題になっております過疎地域での消防、救急体制のあり方について、最微的に社会問題になっておりますのが徳島県三好郡の組合消防における山城町、東祖谷山村、西祖谷山村での消防署統廃合問題があると思うんですが、この問題の原因はどこにある

て、今後それにどのように対応されようとしているのか、簡単にひとつお願いしたいと思います。○政府委員(浅野大三郎君) 私どもが聞いておりますところでは、これは従来消防署が六署あったのでございまして、それを三署一分署に統合したということでございます。

簡単にいうことでございまして、簡単に申し上げますと、要は、財政的に非常に大変だということがひとつ、それからその地域における火災なり救急件数の状況、そういうものを考え合わせて統合したんだというふう聞いております。○岩本久人君 いずれにしても、いわゆる過疎が抱える消防問題として考え得る問題点のすべてがそこに集積されているというふう聞いておられるわけですが、同じような状況というものは、実はそこだけじゃなくて全国の過疎地域が共通の悩みを持っていると思うんですね。ですから、そういう問題について今後できるだけ早急に調査をしていただけてきつちり対応していただくように要望しておきたいと思っております。

それでは、次の問題に移ります。次は恩赦の關係でございます。御案内のように、六月九日、皇太子殿下の御成婚という慶事があるわけですが、報道されているところによりますと、その際恩赦が実施されるというふう聞いておられるわけですが、この恩赦の根拠と手続、そしてその見直しはどういうことになっているのか、お伺いをいたします。さらに、その内容について、規模、人員はどのようになっているのか、またその基準は何なのか。そして、過去の実績の中で、戦後主なものはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

さらに、この問題で最後に自治大臣にお伺いしたいと思うんですが、巷間、公選法違反者がこれに該当するかどうかという点とが言われてるわけですが、この点とが言われて、閣僚として自治大臣の基本的な見解を伺いまして、私の質問は終わりたいと思っております。

○説明員(橋本庄太郎君) 恩赦と申しますのは、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の五つを一つにまとめて呼ぶ名称でありまして、その根拠は憲法にございまして。憲法では天皇の国事行為を第七条で規定しております。そこでは、「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」といたしまして、その六号におきまして「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認むること。」というふうな規定をしております。そしてまた、内閣の職務を規定しております憲法七十三條では、「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」といたしまして、その七号におきまして「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。」というふうな規定をしております。そして、この憲法の規定を受けて恩赦法があるいは恩赦法施行規則が公布されているわけですが、恩赦法及び同法施行規則におきまして、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、復権の効力とその実施方法などを定めているところでございます。

恩赦は、先ほど申しましたように、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除と復権の五つを一つにまとめた呼び名でございますが、これをどのようにして行うかという実施の方法から分けますと、政令によって一律に行われます政令恩赦と特定の個人に対して行われる個別恩赦の二つに大別されるわけでございます。その政令恩赦の中身には大赦と減刑と復権が含まれて、個別恩赦には特赦、減刑、刑の執行の免除、復権がございまして、次に、個別恩赦は、常に行われております臨時恩赦というものと内閣が一定の基準を設けて一定の期間を限って行う特別基準恩赦に分かれます。この個別恩赦は臨時恩赦と特別基準恩赦の二つを指すわけですが、監獄の長あるいは保護観察所の長または検察官が本人の出願あるいは職権で中央更生保護審査会というところに恩赦を申し上げまして、審査会におきまして個々の事案について審

査を行いまして恩赦が相当であるというふうに認めました場合には、その実施について法務大臣に申し出をいたします。そして、法務大臣が内閣に閣議諮議いたしまして内閣で恩赦を決定いたします。その後、天皇陛下がこれを認証される。こういう手続になっております。

ところで、今回の恩赦はどうかという御質問でございますが、今回は抑制的に恩赦を行うという方針のもとに、先ほど申しました政令恩赦は実施しないで個別恩赦であります特別基準恩赦を実施する方向で検討作業を行っているということでございます。

それに関連しまして、先生、戦後の実施された政令恩赦の対象となった人員について問うということでございますが、長くなりますが、よろしくごさいますか。

○岩本久人君 あと一分しかありませんので、短く。

○説明員(橋本庄太郎君) それでは、後で表でも……。

○岩本久人君 そうしてもらいましようか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、恩赦の問題について法務省当局から御説明がありました。

恩赦は、刑事政策上の立場から判断されるべき問題でございます。直接私が所管するところではございせんので、後藤田副総理のお言葉やいろんなことを見ておりますが、私から意見を述べることは差し控えるべき事柄と考えております。私としては、恩赦のいかんにかかわらず、今後とも明るい選挙の推進に一層努力してまいりたいと考えています。

○統制弘君 村田大臣から、先日、地方主権を進めるためには現在一万九百件に上る国の許認可事務を向こう三年間で約五千ぐらいに減らしたい、こんな力強いお言葉がございました。地方自治体としては、恐らくその決意を伺って大変感謝していると思います。

そこで、地方分権を進めるとい立場から、私は以下数点にわたってまず事務当局に御質問をいたします。

たします。

地方分権を進めるためには、財源の裏づけがなければならぬことは言うまでもございせん。このためには、地方財源を地方財政全体として制度的に確保するといだけでなく、地方が独自に財源調達ができるようにすることも必要であると思います。

その具体的な例として三つばかり挙げますけれども、その第一は、地方に独自の課税権を保障すること。これは新たな課税客体に係る税目を選択できるようにすることも重要ですが、現行税目の超過課税や減税も自由にできるようにすることが第一である。そしてその第二は、地方債の発行は地方自治法二百三十条の原則どおり地方公共団体の自主的判斷に任せ、二百五十条にあるような現行の許可制を廃止すること。第三点は、地

財法第五条から、減税すると起債できなくなるとい仕組みを改める。こんなことがまず考えられるんじゃないかと思うますけれども、この具体的な改善策について事務当局の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(滝実君) ただいま課税自主権のお話でございます。その中で、新しい税目を選択することに加えて超過課税あるいは減税の点もございしたので、これらについて申し上げたいと存じます。

御指摘のように、現在の地方税におきましては、できるだけ課税の自主性を尊重するという立場から、税法の立て方として法定外普通税というものも認めておりますし、また標準税率によらない超過課税、こういうようなことを制度的に設定いたしているわけでございします。

ただ、先生おっしゃるところは、そういう制度が必ずしも十分に運用されていない、こういうような御指摘かとも存じますけれども、こういう制度の運用そのものにつきましても、やはり社会経済活動というのはどうしても広範囲に公平にと、こういうような観点からの御要望もかなり強いということもございしますので、そういう意味

で、制度的には今申しましたようなものが保障されているわけでございしますけれども、実際の運用についてはかなり慎重な対応が必要ではなからうかという感じがございしますし、現実に地方団体もそのような観点からの慎重な対応、こういうようなことで従来から来ているのではなからうか、こういうふうに考えているわけでございします。

また、減税についても、一定税率といいますが、そういう固定された税率の部分は税目として必ずしもございしますけれども、それ以外に標準税率あるいは制限税率で設定している税目が圧倒的に多いわけでございしますけれども、こういう点での運用につきましても、減税ということになりますとやはりほかの団体がそれをどういうふう

に受けとめるか、こういう問題もございします。それから、納税者全般として日本の場合には特に横並びと申しますか、そういうような観点がかんり強く作用されてくる、こういう問題もございします。ものですから、税財政全般の立場からやはりこの減税という問題も運用上は慎重にいかざるを得ない、こういうのが建前も含めましての実態ではなからうかという感じがいたします。

○政府委員(湯浅利夫君) 統先生の御質問のその他の点につきましては私から御答弁させていただきますと思いますが、まず地方債の許可制度の問題でございます。

この点につきましては、地方に自主性を確保するという観点から廃止すべきではないかという御意見があることは十分私も承知しているわけでございしますけれども、この許可制度というものが現在果たしておりますいろいろな機能というものを考えてみますと、なかなか難しい問題があるのではないかと。例えば許可制度というものと地方財政計画の策定を通じて地方債の元利償還財源を保障するといものが連動しているという点がございします。現に今まで三千三百の地方団体がこの元利償還を滞納したことがないというところは、

こういう元利償還財源を地方財政計画で保障しているという点がやはり強くあるのではないかと

うふうに感じるわけでございします。

また、国、民間あるいは地方団体の資金需要の調整という問題がございしますけれども、これも地方債計画というようなものを通じて調整をしていく必要があるというような問題。それから、地方債の発行規模をどの程度にしていこうかという問題、これは今の国、民間等との資金需要の調整という関連からも図っていかねばならない。それからまた、財政力の弱い団体におきましては許可制度を通じてかえって資金が円滑に調達できるのではないかと。低利な資金を調達できるというのは、国からの許可というものが一つのお墨つきみたいな形になって、一種の保証という形になって、これによって資金調達が円滑にできるといような点も見逃すことができないのではないかと、

こういうようなことが考えられるわけでございします。

もちろん、この地方債の許可につきましてはできるだけ発行手続については簡素化していかねばならないという点がございします。従来に比べてまして発行手続につきましてはかなり簡素化を大幅にやっておりますわけでございまして、これからもうこういう観点からの弾力化、簡素化という点については鋭意努力していかねばならないというふうには考えているところでございします。

それから三番目の問題といたしまして、地方団体が独自に減税をするとした場合に地方債が起これなくなるという仕組み、これが地方財政法の第五条の一項第五号にございしますわけでございします。この点につきましても、おっしゃるように、地方税の賦課徴収に当たりましては、標準税率を定めてそこを中心にしたしまして超過課税をやったりあるいは税率を引き下げて減税をするという

ことは、制度的には可能だと思われたいでございます。しかしながら、今の地方財政法の建前、これは国の財政法の建前もそうでございますけれども、毎年毎年の歳出に見合う財源というのは基本的にその年の財源で賄うということが基本になって

いるわけでございまして、例外的に地方債あるいは国の場合の国債というものの発行が認められる。この発行が認められるというものが非常に限定的になっているというところは、やはり財政の健全性を保つためにはその年に入った財源でその年の仕事をするというのが基本ではないかと思うわけでございまして。

そういう観点から考えますと、本来、標準的な負担を住民に求めないで、おきながら借金でその不足財源を賄うというところは財政運営の立場からいかなるものだろうか、こういう発想からこの地方財政法の第五条の規定が生まれているのではないかと、いうふうに考えるわけでございまして。そういう観点から、やはり負担していただく税とそれから後世に負担をお願いする地方債というものの兼ね合いというものをそこで調和をとっていく必要があるのではないかと、いう気がするわけでございまして。

先生のおっしゃることに余り前向きな答弁でなくして申しわけないのでございましてけれども、現在私どもはそのように考えているわけでございまして。

○統制弘君 ただいまの両局長の御答弁に関連をしておきながら、さきの都議選で実はこの問題が問題になりました。あるいは自治省事務当局も御存じかと存じますけれども、公党間の話し合いとして、今の地方債の許可制度の問題並びに地財法五条の問題については前向きで検討しよう、こんな話でありましたけれども、きょうは時間の関係がございまして詳しくはここで申し上げません。これはこれからの課題でございまして、いずれ引き続き議論をさせていただくことにさせていただきます。

そこで、第二点として、今申し上げたような財源調達の方法を認めた場合、本来的には地方団体の破産の自由まで与える必要があるであろうと、これはもちろんでございまして。現在のシステムは過保護に過ぎるんじゃないか。今、財政局長がおっしゃったように、とにかくこういう地財法で

いろいろな保護をしている、なるがゆえに起債の償還についてもスムーズにいったいあるんだと、こんなお話がございましてけれども、こういうシステムは過保護ではないだろうかというふうに思います。もちろん、一挙に今申し上げたようなシステムになるというところは大変困難ではあると思いますが、これにたえられる地方団体をつくることがまた私は重要な課題ではなからうか、こんなふうに思います。

特に地方の時代、そして地方の主権だと、こんなふうに言われ、そして法制定当時よりもっと地方団体が進んできている。財政的にも充実をされている。そしてまた規模も大きくなっている。そんな状況を考えたときに、今の御答弁はいかがか、もうちょっと前向きに対応していただいてもいいんじゃないかなと、こんなふうに思いました。

いずれにいたしましても、真に地方に自主権を与えるという観点から私は御質問申し上げているんですけれども、御心配のように、為政者が、首長さんが財政運営で行き詰まった場合には四年に一度の選挙を通じてちゃんと是正されるんではないか。したがって、もうちょっと地方自治体を信頼し住民を信頼して、権限を大臣のおっしゃるように移譲してしまわなければならないか、こんなふうに思いますけれども、当局の重ねての御見解を承りたいと存じます。

○政府委員(湯淺利夫君) 地方団体が責任を持って地方自治を運営していくということ、これが最も望ましいわけでございまして、そういう点では、今仰せのように、財政面において自主的な運営ができるということが最も望ましいということとは仰せのとおりだと思います。

しかしながら、一方では、自治体というものが日本の国家というものの一つの構成員であるということも考えますと、先ほどもお話ございましたように、例えば税負担を一つとりましても、Aという地域とBという地域で住民の負担が非常に違ってくるということになりますとこれは

非常に問題が出てくる。

これは現に先生も御案内のとおり、住民税の課税方式というものが過去は五つのやり方があったわけでございまして、これがどうしてもやはり裕福な団体には税負担が軽く、それから財政力の弱いところでは税負担が重いというふうなことで非常に大きな問題になって、この課税方式を統一したという事例が過去にございまして。これは本来からいけば課税方式をもっと多様化していくのが本望は望ましかったのかもしれないけれども、実際の国民のニーズというものは逆に、税負担というものはどこにいても同じ負担であった方がいいのではないかと、こういう議論の方がむしろ強く出たためにそういう住民税の課税方式の統一ということが過去行われたということも実際はあるわけでございまして。

そういう意味から考えまして、同じ国の中に住んでおられる住民の方々が自治体で異なることによつてどこまで税負担が変わってくるということに許容されるのか、こういう点も含めて議論をしていきたいと思います。人の移動というものが非常に自由な国家、国の中でございまして、こちらから別のところに移ったときに税負担が変わるということでは御不満が出るということとはよくある事例でもございまして、こういう点もよく検討しながらこの問題を議論していくべきではないかというふうに考えるわけでございまして。

借入金の問題につきましても、おっしゃるように、すべて任せてしまつて破産をすればそれはその自治体の責任でまたこれを直していけばいいんじゃないかという、これも一つにはごもっともだと思います。

ただ、その議論が通用するのはやはり大きな団体、大都市を抱えている大きな団体で、税収入の非常に豊富にあるというふうなところで金融機関と対等ないろいろな借入金の折衝やなんかできると、そういうところ、こういうところにおきましては今のようなお話があるのかもしれないけれども

けれども、財政力の弱い団体で金融機関との間で対等に話のできないという団体があるということも事実でございまして、放置しておいたために、例えば地方団体間で財政力の差によって、会社の場合ですと格付がなされて内容の悪い会社は起債条件なども悪くなるというのと同じように、税収入の非常に悪いところは恐らく起債条件はうんと悪くなつていくだろう。それを今は許可ということで通しまして償還財源を保障するというところで、ほぼ全国的に財政的に弱い団体におきましては発行条件というものが比較的有利に起債できる、こういうことも一方で考えていく必要があるんじゃないか。

やはり金融機関が金を貸す以上は、その事業の内容というものを十分審査してから貸さなきゃならぬというふうなことになるかと、逆に今度は金融機関から地方団体がいろいろな形で制約を受けるということ、これは考えなければならぬ問題ではないかという気もするわけでございまして、この資金の貸し借りという問題、これは今仰せのような方向というものが非常に大切なことではございましてけれども、よくそういう実態も考えながら検討させていただければというふうに考えるわけでございまして。

○統制弘君 以下、私は幾つかの具体的な例で、自治省としては大変な英断をもって地方団体に対して理解を示しておられるなという事例を二、三挙げまして、これからのそういう方向でひとつ強力に推進していただければいいと、こんな願いを込めてお話を申し上げます。

先生方御存じだと存じますけれども、多摩川中流部に橋が幾つかございましてけれども、橋の数が少なくて大変困つておられる。東京都は中流部に六橋かける実は計画を立てておりました。三十年前に計画を立てたけれども、もっとも進行しない。やつと平成二年に立川と日野に、今の国道二十号線の日野橋の上に三十年ぶりに一橋建ちました。わずかに七十八億ぐらいの工事費でありましたけれども、これが十四年かかった。

あと五橋ありますけれども、まだ計画が遅々として進まない。しかも、計画から実際に竣工するまでは十四、五年かかる。それに業を煮やした鈴木知事は、これじゃだめだ、都民の要望にこたえられないと。だとするならば、それは何がネックなのかといえは国庫補助金がネックだ、国庫補助金に頼らないで独自の起債でやったらどうだろうか、こういうことで実は道路公社をつくって第二多摩川原橋に着手した。このときは自治省が大変理解を示して、よろしい、起債でいいじゃないか、今度は借金でいいじゃないかということ、計画を立てまして、六年間でその橋ができるということになっております。

一方、地下鉄十号線というのは、これは八王子から京王線が新宿に行きます。その乗り入れで新宿から千葉県の本八幡まで、キロ数は二十三キロございます。何と十八年かかりました。わずかに、わずかと云うとちょっと語弊がありますけれども、工事費は五千八百億円。

ところが、鈴木知事が都庁の移転で都民に公約をされました。それは地下鉄十二号線でありまして、財政の非常な不如意なときに、美濃部知事のときでございましたけれども、地下鉄は掘らないというところで凍結をされたんです。先ほど申し上げた地下鉄十号線は二十三キロで十八年かかった。それはなぜかという国庫補助の関係であります。仮に、地下鉄十二号線の環状部は二十五キロでございますが、それを国庫補助金を当てにして工事を進めたら恐らく二十五年はかかるだろう。それを五年で掘り上げる、こういう公約でありました。自治省の協力をいただいて、第三セクターで実は仕事をもう既に始めております。

こんな仕事のやり方をやれば、私は都民のあるいは県民のニーズにこたえられる行政ができるんじゃないか。そして同時に、金利関係等々を見れば起債でやった方がうんと安く上がるという結果になります。そんなことから、これからのもういう大型プロジェクトに対しては、今申し上げたように、自治省が肩を入れて地方のプロジェクトに

積極的に指導援助をしていただきますようにお願いをしたらどうだろうか。このことを含めて、財政局長のこれらに関するこれからの方針について御見解を承りたい。

○政府委員(湯浅利夫君) たいまお話しのように、国庫補助金の枠が少ないうえに事業の進捗がおくれているというふうな事例を私どももよくお話しして聞きます。

今お話しのような大きな道路整備とか地下鉄工事というふうなものもあることながら、非常に身近な施設でございます。例えばごみ処理の施設などにつきましては、一昨年来、国庫補助金が地方の要望に比べて非常に少なかったというふうなこともございまして、これは何とかしなきゃいけないということ、最終的には国の補助金の対象を重点化するとか、あるいは補助事業と単独事業を選択してもらって、単独事業を選択しても補助事業と同じような財源措置を地方債と交付税で考えていったらどうだろうかというふうなことで、ごみ処理施設につきましてはそういうことをやったこともございます。

ただ、やはりいろいろな関係省庁との関係がございまして、補助事業をやめて単独事業へ切りかえていくということがスムーズにいかないという場合もいろいろございまして、そのことから、一昨年、平成四年度から、道路につきましては補助事業と単独事業を効果的に組み合わせることによって事業の進捗を図るということで特定道路整備事業というふうなものを始めたところ、これが非常に評価されて、それに似たものが、例えば特定河川環境整備もどうかとかあるいは下水道もどうかというふうなことで、そういうものがここの二、三年の間に非常にいろんな形で各省との間で話し合いができてきて、その各省と話し合いができることによって各省からのいろいろな意見も少なくなってくる、こういう効果も出たわけでございます。

これからの地方財政というものを考えますと、国の補助事業というものは極力整理合理化して

かなきゃならないということも考えますと、単独事業でもっと仕事を進めていく余地というものを機会あるごとに広げていくことが私も必要なんじゃないかというふうに考えるわけでございまして、その一環として、今御指摘のような問題につきましても、単独事業で対応できるものは、特に地域の問題についての単独事業で対応できるものについては極力そういう方向でできないかということ、関係省庁とも話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○統制弘君 最後に、自治大臣に決意を再度伺わせていただきます。

今、地方主権を推進するという立場から幾つかの事例を挙げて御質問申し上げました。大臣としてもそういう方向で地方行政を進めていかれますことの決意について、ぜひひとつお聞かせいただければと思います。これで終わりにします。

○国務大臣(村田敬次郎君) 統制委員の御質疑を承っております。東京都という非常に財政力にフレキシビリティのある地方公共団体の財政運営というものについて勉強させていただいたと思

います。

橋や地下鉄の事例をお挙げになりました。そして、財政局長からも御答弁申し上げたように、日本の狭小な国土、過密人口等々から考えていきま

すと、東京都が独立国になることは不可能であります。また各地方公共団体もナショナルミニマムを達成するという点でいろいろ守らなきゃならない面があると思

います。したがって、課税権の問題や地方債の問題や、いろいろ御豊富に都府県の問題からお話をいただいたわけでござい

ますが、地方分権をやっていくに際して、東京都のようなどころあるいは農山村の場合と、そういういろいろな変化を見ながら地方分権は対応しな

きゃならないと思っております。

そして、統制委員も御指摘になりましたように、私は、許認可権をずっと減らしていわゆる規制を緩和していくこと、地方自治を強化していくこと、いろいろの大きな目標があるわけでござい

ますが、これは地方行政委員会のお力、そしてまた国会のお力をかりて推進していくべき問題だと思っております。今後ともよく御相談を申し上げて対応したいと思

います。

○統制弘君 どうもありがとうございます。

○吉田之久君 きょうは我が会派の長谷川委員にかわりました御質問を申し上げたいと思

まず初めに、村田自治大臣に申し上げます。このところ大臣は大変いろいろ御苦勞をいただいております。改めて敬意を表する次第でござい

ます。質問の第一は、戦後四十数年、我が国の経済は飛躍的に向上し、科学技術は進歩し、ア

クセスも情報文化の発展も隔世の感があるが、中央、地方の行政システムはほとんど変化、進歩の跡が見られないのはどうい

うことかと云うこと、

実はこの間、富山県へ参りましてある会合に出

ておたわけでございますが、そのとき富山の

中津知事がお話になっておりました。私はその

話を聞いて、大変大きな感動を覚えた次第でござ

います。中津知事さんがおっしゃいますのは、中央集権から地方分権へと今しきりに言われているけれども、この考え方は間違っている、むしろ地方集権の時代なんだ、そして中央にどう分権するかということが地方自治体と与えられたこれからの使命であるということ、これを力強くおっしゃって

にもかかわらず、まだ昔のお殿様の名残をとどめていた都道府県の区域、あるいは先ほどもお話がありました、東京都のように一千万を超える大都市、これはもうほとんど国家に匹敵する大きな単位でございます。大阪府にだってそうだと思います。そういう自治体もあれば千人前後の村もある。その差は一万倍でございます。鯨とメダカを並べているような感じでございます。それを同じ地方自治体だ、地方自治だといって国が指導するところに無理や不自然があるのではないかとつくづく思うわけでございまして、この辺で思い切った見直しをしなければならぬ時期に来ているのではないかと思います。大臣のお考え方をいただきたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 吉田委員の御高見を拝聴いたしました。

私は、明治維新後、約百三十年の日本の歴史というものは地方自治にとって大別して二つに分けられると思うんです。一つは第二次大戦までの中央集権の歴史、それからもう一つは戦後の約半世紀に及ぶ歴史でございます。

御指摘のように、明治維新で全国の市町村の数は七万ぐらいでございました。今は三千三百弱になっております。その間、戦後の市町村大合併を経てこうなってきたわけでございまして、御指摘のように、明治時代には郡制というものがございました。そして、府県制度は官の任命する知事が統治をしたわけでございまして、まさに中央集権でございます。そして、御承知のように、東京都は都だけでも約一千二百万、東京圏を合わせれば三千万を超す大変な大きな地域でございます。これは優にECの一国を凌駕する世界的な実力と云っていいと思います。

一方、過密過疎は進行いたしました。明治初年には徳川時代を通じて三千万であった人口が今一億二千万、四倍になっております。東京都等はこの百二十年の間に約十倍になりました。明治維新を推進した地方の主体であった例えば山口県は一・八倍でございます。その間、農山村等では、よ

く私の田舎の例を挙げますが、北設楽郡富山村という村はかつて明治時代は千数百の人口があったと思いますが、今は二百、全国一、二の過疎村でございます。

したがって、その間に空の上から日本を見ますと物すごい勢いで東京に人が集まってきたという状況が見られるわけでございまして、これは徳川時代、いわゆる明治維新に至るまでは地方分権というのとは違った形で進行しておたわけですね。諸大名等がおつて、地方分権というのがある意味で進行しておたわけでございますが、三千万の人口が一億二千万にふえて過密過疎が進行しておる。これは私は、工場制大工業の時代になると、そういう都市の規模というものが経済の情勢から実態にはどのくらいいいというのをはるかに越えて過大化するということを示しておると思います。

したがって、このままにしておいてはならないのであって、例を申し上げて恐縮でございますが、例えば旧約聖書にあるソドムとゴモラという昔の大都市、余り住民が勝手なことをするので神が天の火を降らしてその都市を滅ぼしたという旧約聖書の話があります。これはもちろん例え話でありましょうけれども、現実にはエイズ等が進行したり、今の東京都は、江戸時代でも「秋深し隣は何をする人ぞ」というぐらい本当に隣のことを知らなかったのが、今ではもう全く一千二百万がばらばらでございます。女性の方はもう結婚することば嫌だなんて言ってみたり、そういうことになると世の中というのはよくなるのだろうか、ほうっておくと大変なことになるんじゃないかと思うのでございまして、戦後四十八年の地方自治の歴史もかつての中央集権をよくするという方向には必ずしも進まなかったと思います。

したがって、今これからが地方分権を推進する大事なチャンスでありまして、先ほど御質問になられました統委員のような東京都の豊富な経験をなさった方もあれば、私どものような過疎町村というものをいろいろと見てきた立場もあります。

そういうものを押しなべて、ナショナルミニマムを守り地方分権をいかに確立していくかということと一緒に考える好機だと思っておるのでございまして、これはこれから吉田委員にいろいろと御指摘をいただいたりして、地方分権の推進、これが現在の民主主義の大きな要諦だと思いますので頑張ってもらいたい、このように思っております。

○吉田之久君 大臣がおっしゃいましたとおり、そろそろ神の怒りに触れ始めているのではないかとと思われる今日の日本の地方行政のアンバランスでございます。

昔は昔なりにそれなりの理由があったと思うのでございませうけれども、これだけの激しい変化にほぼど懸命に対応しないと、全然間尺に合わない行政だけがその日暮らして繰り広げられていくというふうな気がしてならないわけでございまして。だから、先ほどの統委員のように大東京で責任あるお仕事をなさってこられた方がおっしゃっているのでもございませうから、起債などを自由にして、そういう大きな国家に匹敵するような大地方自治体はそれなりに自由にとんとんさせる、そして脆弱な過疎に悩むという小さい自治体を国はどのように手厚く守っていくかというふうに、やっぱり二つに分類して対応しなければならぬ時代が来ていると思うんです。

そこで、二番目の質問でございますけれども、平和国家、民主主義国家は地方自治が最大限に拡大発展したときに結実すると思われるが、それを達成するために必要なことは、行政事務、財源の再配分ではないか。そこで、この際思い切って国の事務と地方の事務とをきちんと峻別して、もっと身軽なスリムな政府をつくるべきときに来ているのではないかと。

例えば国の存立のために直接必要な事務、外交、防衛、立法、司法とか、あるいは全国的視野に立って行う政策の企画立案の事務、財政、予算、法律、義務教育などですね。それから全国的規模で統一的に処理することが必要である事務、

例えば労働基準行政とかあるいは公正取引とか検察とか税関でございますね。それから都道府県を越える事務、総合開発、国際空港、重要港湾、全国幹線道路網の確立とか、そういう問題はもちろん国家の仕事でございませうけれども、それ以外はどうぞんども下部に移譲するというのをもうしなければならぬ時期に来ていると思うのでございませうが、いかがでございますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) おっしゃるとおりだと思います。今、明治以来の伝統で許認可権等が残っているものもありますが、いろいろな意味で本当に地方自治を推進していく、いろいろな地方公共団体の立場を考えてやっていかなきゃならぬと思います。

戦後、日本国憲法ができてまして、この日本国憲法の制定下で日本は文字どおり今の経済大国に発展をするいろいろな下地が築かれたと思うのでございませう。それで、平和国家、民主主義国家をつくっていくにはこれからは地方自治が一番大事なときだと思っております。そのためには、吉田委員がおっしゃいますように、例えば地方自治法という法律で東京都も人口二百の富山村も一緒に律するということになかなか難しい点があると思うんです。

先ほど統委員が御指摘になりました地方債の許認可の問題などは、「当分の間」という、有名な「当分の間」で連綿として何十年も続く、あるいは百年以上になるかもしれないが、そういう地方債の許可権が残っているわけですね。ところが、それを一挙に野放しにいたしますと、先ほど財政局長が申し上げたような非常にアンバランスが生じる可能性がある。

したがって、ここでもいろいろな点で平和国家、民主主義国家日本の行く先をしつかりと見詰めて、いわゆる地方自治権、権限における地方への分与とそれをやっていたための財政権、これはどちらにも必要ですね。これは宮澤総理が予算委員会でも述べられたとおりでございますが、そういった一つの基本的な考え方に従って、それならば実

際にはどうやっていったらいいのかというのがこれからの具体論だと思ひます。

そこで私は、先ほど御指摘がありましたように、一万九百もある許認可をひとつ思い切つて五千以下に減らすべきであるということをごの間申し上げたのでございますが、これは我々国民の目標としてあるいは政府の目標として三年以内にはそういうめどをつけるべきであるということをし上げたわけでございます。そういう意味での新しい時代をもたらそうという意欲を結集してやっていたかなきやならぬ、そのために地方自治法の大改正も地方分権に向けてのいろいろな努力もやっていたかなきやならぬと、こういう意味で認識をしていくわけでございます。

○吉田之久君　ともかく、かつての日本、軍国主義の時代、軍を養うためにすべては国が優先すると、そういう時代がありました。また、ナチス政権のときも同じような経過を踏んでおります。旧共産圏、現にまだ共産国家は残っておりますが、全く中央絶対支配を強いておる。そういう地方自治を抹殺した歴史がどのような悲劇を招いているかということに私もはお互いにこの際思いを新たにして、世界に冠たる平和国家を築くためには、どのような困難があろうとも、日本の地方自治というものを見事に開花させるために今何をなすべきかということをごとく大臣が一層真剣にお考えいただきたいと思ひます。

特に、今お話がありました、許認可が一万九百四十二件現にある。余りにも膨大過ぎます。行政手続法等もこれから進んでまいらると思ひます。ございしますが、そういうことをしてこの許認可の見直しをどのように進めていくべきであるか。

それから、現行の補助金制度は算定基準が非常に低い現実にあります。そして交付時期が間々おくれっております。それから地方は補助金関係業務に忙殺されている現状にあります。こういう問題、そして中央政府が地方に対して過剰介入している傾向が非常に顕著としていくわけでありま

て、この辺をどう直していくか。それから、我が党がかねて申しておりますサンセット法に基づいて定期的な見直し制度を確立する時期にきているのではないかと思ひます。また、類似しない同一目的の補助金の統合メニュー化を考へるべき時期に来ておると思ひます。

要するに、事務手続の簡素合理化を行う余地は十分にあると思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(湯淺利夫君)　ただいま御指摘の国庫補助負担金につきましては、一面では国と地方が共同して仕事をするための有効な政策手段として機能するという面があるわけでございますけれども、今御指摘のように、いろいろと細部にわたつて地方団体を拘束するというような問題でございます。また、あるいは算定基準が低いためにいわゆる超過負担が発生してくるか、あるいは縦割り行政の弊害が非常に出てくるかといふいろいろな弊害が出てくるわけでございます。そういう面から考えますと、地方団体が行政を行う場合には基本的にその地方団体の調達した財源で自主的に行うということが最も望ましいといふふうに考へるわけでございます。そういう観点からいけば、国庫補助負担金はできるだけ整理合理化をしていくということが望ましいのではないかと考へるわけでございます。

もちろん、日本の国の中でございますから一定のナショナルミニマムというものを前提にしていふ行政が行われるわけでございますから、それを保障するための国と地方との負担というものが残るものも当然にあるわけでございますけれども、しかし、方向といたしましては国庫補助負担金というものはできるだけ整理合理化をしていくということが望ましいといふふうに考へていくわけでございます。

そういう意味から、私もといたしましては、できるだけ地方に同化定着したような事務につきましてはその補助金の廃止を含めて合理化をしていいたきたいという問題、あるいは先ほど御指摘

のように、補助金を設けた場合には一定の期限でこの補助金をやめるためのサンセット方式というようなことの導入でございますか、あるいは同じような補助金はできるだけ統合化していくべきだと、こういうようなことを毎年度各省庁に對しましても申し入れまして協力をお願いしているとこでございます。

権限の委任とこの補助金の整理合理化というものは表裏一体のものではないかと思ひますので、これからは国庫補助負担金の整理合理化につきましては、私もといたしましては積極的に努力をしてまいりたいといふふうに考へております。

○政府委員(紀内隆宏君)　許認可についてお答えを申し上げます。

いわゆる国の許認可につきましては二つの面がございます。一つは、国の許認可の権限を地方公共団体がこれにかつて行使するということが對民間の問題でございます。もう一つは、地方公共団体が権限を行使するに当たつて国が許認可という形でこれに関与するといふタイプのものがございます。

先ほど来お話がございします一万余件というものは許認可が国が民間に對して許認可を行うものの件数でございます。これは全体としていふゆる規制緩和の時代でございますから減らしていくべきであるといふことが一つ。それから、特にその許認可の権限を實際に存続する場合にあつても、地域の住民の生活に密接に関連するような許認可の権限といふのはできるだけ地方公共団体の手で行使せよというふうな意味で、やっぱり権限移譲の問題として我々努力すべきだと思ひます。

逆に、今度は地方団体が自分の権限を行使する際に国から関与を受ける立場としての許認可につきましてはやっぱり地方の自主性という面で問題がございします。できるだけこれを減らすように努力をしていくべきだと、このように考へております。

○吉田之久君　補助金の統合とか、許認可をだんだんと整理するあるいはもう少しこの数を減ら

す、そういう一層の努力をされたいと思ひます。ございしますが、例えば地域づくり関係の補助金等で、地方道改修費補助とか公園事業費補助とか街路事業費補助とか交通安全施設等の整備事業費補助とか、どこでも当然持続的にやっておる項目がいっぱいあつて並んでいくわけでございます。

例えば農村整備関係にいたしまして、農道整備事業費の補助とかかんがい排水事業費の補助とか公害対策事業費の補助とか林道事業費の補助とかずつと並んでおりますが、この種のことを毎年いろいろな国と地方とがひざを突き合せて決めて、そしてちゃんと交付しなければならぬものか。ともかく財源が中央に握られてはいるものですから、今日も依然として参勤交代よろしく各首長やあるいは議会の責任者、それが霞が関へ集まる、あるいは全国大会を開いて議員会館にお越しになる、こういうことの繰返しでございます。

しかも、そういう財源を国が握つておつてそれを交付したり補助したりするといふ仕組みの中で、主として与党の方々、野党もそうかもしれませんが、それにいろいろ仲介の労をとりまして地方への貢献度を顯示するとか、あるいは地方の首長もできるだけやっぱり次の選挙のことを考へて住民の目に触れるものを建てることにまず専念するとか、そういう傾向。そしてまた、一つ間違えればそれが政治腐敗の温床にもなつておるといふのが今日の現状でございます。

ですから、このままでいきましたら政治家のための政治ですね。選挙のための行政ですね。本當に弱い人たちの住民のための行政にならなくなるのではないかと考へるわけでございます。その辺、今責任ある自治大臣としてどういう改革をしなければならぬとお考へになりますか。

○国務大臣(村田敬次郎君)　吉田委員が先ほど御指摘になりましたように、中央政府は外交とか防衛とかそういう特定の事務を持った小さなしなやかな政府、それから地方は住民に直結したい

ろいろなきめの細かい行政をやる政府という位置づけがいいんじゃないでしょうか。

その意味で、東京の一種集中を排除して多極分散型の国土をつくる、いわゆる私の言葉で言うところの真珠のネックレス構想でございますが、私は東京が好きです。東京が好きだから余計これを申し上げるのは、東京では余りにも何と申しますかむだだが多過ぎると思うんです。夜などは、私が九段の宿舎へ帰るときに毎日道路の掘り返しをやっているんです。あの財源はすべて都の税金なり国の税金でありますから、もし地方であの財源を投資したら東京でやる百倍も千倍も道路ができると思うんです。

せんだって、これはNHKでございますか座談
 会があって、ある市の市長さん、これは具体的に
 申し上げた方がいいと思います。掛川の有名な市
 長さんが出られた。そして、年に少なくとも東居
 へ六十回は行きます、補助金の折衝その他で上京
 いたしました、こういうことで、この市長さんは非
 常に新しい考え方を持った方で、こういう中央集
 権は間違っているという意味で言われたんです
 が、まさにそのとおりでございまして、東京に六
 十回上京することによってJRは非常にプラスに
 なりますでしようけれども、行政とか財政はよく
 はなりません。

ですから、それは初めから財源なり権限なりが分与された形で六十回行くものが一回で済めばずっとはるかに能率的になる、これからはそういった地方分権を考えなきゃならぬだろう、だから余計な中央政府の関与は慎まなきゃならぬ、こういうふうにしておりまして、そういう方向に向かつて美しい大中小の真珠がきらめくような多極分散型の国土を新しい時代のグランドデザインとしてつくらなきゃならぬというのが私の基本的な考え方でございます。

そういった意味で吉田委員のお考えと非常に似ておるんじゃないかと思つておるのでございまして、許認可権の大幅な移譲その他、中央集権を地方分権に切りかえることが東京都の方々のために

も日本国民のためにも大切であると思っております。

○吉田之久君 最後に、地方自治体の特殊事情に
合わせてそれぞれがその道を独自に選択するため
には、やっぱり第二交付税的なものが必要なの
ではないかと私どもはかねて考えているところでござ
います。

地元のことになりまして大変恐縮でございますが、例えば奈良市ですね。ふだんは非常に静かななところではない町でございますが、一たび日曜、祝祭日あるときは観光の時期になりますと、もはや車で身動きならぬ状況でございますと、国道はもとより、県道も市道も生活道路も全部車で埋まってしまう。町の住民の日常生活もできない。まして、せっかく来られる方々が朝早く出たって昼ごろになつてもまだ奈良市へ入れない。これは箱根へ登ったときも私はままそういうことを実感いたしました。

こういう観光地はどのようなアクセスを完備するか。やっぱり車を持っている人の本能として、途中で車をおいてバスに乗りかえてというわけにかなかないかないんですね。だとするならば、車のままでその中心、目的地まで入らせるためにどう立体交差をするか、あるいは奈良は史跡の多いところではありますが、若草山の下なんかを掘れば別に遺跡にもぶつからないと思いますし、そこへへ大駐車場をつくってリフトで上へ上げるとか、いろんな構想はあるんですけども、今の地方行政のマニュアルの延長線上ではそれは私は不可能だ

と思うんです。明日番でもそうでありまして、いろいろ保護と制約を受けておりますけれども、しかし活力がだんだんと低下してくる。何か新しいものをと、国際会議場あるいは歴史博物館、美術館、考えることはできたって今日のこの交付金の制度や補助金の制度ではちょっとできないと思うんです。

しかし、日本じゅう各地でそれぞれ独特の要求、今なさねばならない優先順位のものがいっぱいあると思うんです。それに対応するためには、

事細かに全部目的を定めてひもつきの補助金でやるよりも一括して、これを自由に使いなさい、もちろん監査は厳格にやりますよ、使途の報告は求めますよと、何かそういう新しい発想がないと日本地方行政はこのまま行き詰まらざるを得ないのではないかと。とても本当の生活先進国にはならないような気がするわけでございますが、いかがでございますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 昔読んだ本に中國の昔の帝王のことが書いてありました。これは帝堯、帝舜というのでありますから恐らく何千年も前だと思いますが、朝、農夫が太陽の光を浴びて畑に出る。夕べは農夫が太陽の沈むのを見て帰る。帝力いずくんぞ我にあらんやと、一体皇帝がいるのかいなのかわからない。つまり、自然のままに非常によい政治が行われておったという帝堯、帝舜の時代を言ったのでございますが、今の時代は規制が多過ぎます。もつと思ひ切つて要らない規制は捨ててしまつて、本当に必要な規制だけにしたらいいいんじゃないかと思ひます。

だから、二十一世紀の全く新しい考え方というのは、要らぬことはやめちゃった方がいいんですね。補助金行政なんというのとも思い切り整理していいんですよ。そして、監督制度も思い切りやめて、先ほどお話のあったような地方自治、地方分権の制度をやっていくのが私は新しい民主主義のあり方じゃないかと思っております。日本もよい国になり過ぎて改めなきやならぬ点もいろいろ出てきたと思うんです。このまま置いておくとど

うもとんでもない方向に進んでしまふのじゃないかというおそれをよく感じるのでございまして、思い切って規制を緩和し、そしてのびのびと地方行政、そして国家の行政をやるといふような新しい考え方の発想がぜひ必要であると思います。

○吉田之久君　大臣の勇氣ある決断をお願いいたします。私の質問を終わります。

○有働正治君 私は、まずカンボジア問題についてお尋ねします。

を引き起こしました。また、この間の論議を通じ
ましても、PKO法で規定されていない任務外の
ことまでやらされていたということもはっきりい
えました。

政府はもともこの派遣に当たりまして、例えば宮澤首相自身、昨年の七月十五日の記者会見で、武装解除というパリ協定の第二段階に無事に入っているかどうかを見届けるのが先決だということをも明快に述べていました。しかし、実際にはポル・ポト派の武装解除は拒否されたわけで、そういう態度が変わらないにもかかわらず自衛隊及び協力隊の派遣が行われた。そして、警察庁としても、国家公安委員長としても自治大臣として、これに応じて派遣を推進されたということになるわけであります。当然死傷事件はこの状況下で予想されていたわけです。

まず、警察庁長官にお尋ねします。

どういう見通しのもとで文民警察官の派遣を行われたのか。また、死傷事件まで起こすという重大事態に陥ったわけで、その結果から見ますというその見通しがどうだったのか、基本認識をお尋ねします。

○政府委員(城内康光君) 我が国の文民警察官に死傷者が出たことはまことに残念なこととございまして、二度とあつてはならないことだと考えております。

警察庁といたしましては、昨年の派遣時におきまして、政府調査団の報告などに基きまして可能な限り要員の安全対策が講じられるように総理府の国際平和協力本部に要請してきたところでございます。

当時の認識といたしましては、例えばこれは政府広報用パンフレットでございますが、國連平和維持活動は「停戦の合意が成立してから活動を開始するもので、戦いが行われている場所に行くではありません。」、こういう記述もあるわけでございます。私ども、武力衝突が予想されるような地域については軍事的な対処が必要であつて、文民警察官はそういうところへは行かないんだ、

こういうような認識であったわけでございます。確かに派遣をいたしました当初は、タイとの国境で今非常に危険地域と言われておりますバンテアイエンチャイのアンビル郡でございますが、そういったところは牧歌的な雰囲気でございます。現に日本の文民警察官が向こうのボル・ポト派の自宅に呼ばれて一緒に食事をしている、こういうような状況を私も承知しております。割合平穩だという感じでしたわけでございます。ところが、ボル・ポト派の方針変更というのがあります。とりわけ三月末から四月の初めごろにかけてでございますが、情勢が急変して当初の予想を上回る状況が現出したわけでございます。私もそういったことも要員の安全対策の強化を再度申し入れたところでございます。現在、当面の目標であった選挙も終了したということ、私どもの立場で、文民警察官についての任務の終了、早い段階での撤収というように希望を表明して、いろいろ関係向きにお願いしておることでございます。

いずれにいたしまして、現実には文民警察官に犠牲者が出た、今になって考えると、これは結果論でございますけれども、なかなか私どもの当初考えていたように情勢が展開されなかったといううらみはございますけれども、今後の要員の安全対策についてもいろいろな要素を考えながら万全を期してまいりたいと思っております。

○有働正治君 いろいろ状況を説明されましたけれども、極めて反省が足りないと思っております。

状況の変化と言われますけれども、ボル・ポト派の戦略、戦術というのは当初から明確であったわけでありまして、そのうち長官は政府調査団のことについても論及されましたけれども、もともとこの調査団につきましても、昨年の夏の参議院選挙を前後いたしました各党派間で合意いたしました。超党派のカンボジア調査団派遣というのが合意されていたわけでありまして、それには我々も当然参加

する用意があるということも述べていたわけで、そういう合意を無視して政府だけが一方的に調査団を出して、参加五原則は満たされているなどという実感をゆがめた結論を出して派遣を強行したというのが事の真相であります。

そういう点からいいますと、そういう各党合意さえ無視して派遣を強行した見通しに甘さどころか大きなやっばり問題がある、無責任きわまるということこそをきのう予算委員会が我が党代表も追及いたしました。官澤総理自身、そういう点から指摘されれば、間違いと申されたらそういうことになるという趣旨、結果として間違いだったと申し上げるしかないということまで言っておられるわけでありまして、そういう点からいいますと、死傷者を出した当の最高責任者の言動とは思えないような、極めて認識が甘いと私は言わざるを得ないわけでありまして、再度明確な責任ある答えを求めたいと思っております。

○政府委員(城内康光君) 繰り返になります。が、現実には文民警察官に犠牲者が出たという事実は厳粛に受けとめて、今後ともこういった事態が二度と起こらないように努力してまいりたいと思っております。

○有働正治君 一つは安全だという問題、いろいろ、戦いがあるところに行くんではないという趣旨も言われたわけでありまして、このことが崩壊したことは死傷事件で明白であります。もう一つ、日本独自の判断で中断、撤収も可能であるということが言われていたわけでありまして、けれども、現実には文民警察官の一次的な移動あるいは配置がえもできなくて UNTAC の指揮に従わざるを得なかったというのが実態だと思っております。

そこで、長官と国家公安委員長である自治大臣にお尋ねしますけれども、この PKO 法が言っていたことと現実というのは、安全性、危険性の問題の上におきましても、また中断、撤収という問題におきましても、極めて現実と大きな矛盾があるということがはつきりしたと言えると私は考え

るわけでありまして、この点どう考えられるのか、答えていただきたいと思っております。

○政府委員(城内康光君) 今、撤収というお言葉も出ましたけれども、そういう判断につきましては総理府の国際平和協力本部が決めることでございます。私も私としてはそれについてコメントする立場ではございません。

ただ、警察庁というのは文民警察官を派遣しているいは推薦をしたという立場でございますので、私どもの立場でも安全対策についていろいろお願いをする、こういう立場でございます。また、私も私は法律を守るという立場でございます。また、法に書かれている本来の業務を逸脱しているようなそういう疑いのある場合には、それについては正措置を申し出るということも私も私どもとして当然やらなきゃならないというようなことでございます。

また、安全措置の中身といたしまして、任務が果たせないような状況になっている地域からの配置がえというようにもなっている。総理府の国際平和協力本部に要請をいたしましたわけでございます。そうした要請は、当然、総理府国際平和協力本部から UNTAC の方に伝えられて、UNTAC から一定の理解が示された、こういうふうに承知をしております。

○有働正治君 つまり、安全性の問題において実態との矛盾の問題、同時に、安全性の問題にかかわって、一時移動、配置がえ等を協力本部に要請したということは、警察庁として考えていたことと現実とは乖離していた、だからこそ要請したということになろうと思うわけでありまして、私が聞いていますのは、協力本部の答えでなく、警察庁長官として、この安全性、危険性の問題、それから一時移動あるいは配置がえ等が十分どころか実際上できなかったこと、それについて PKO 法と現実とは矛盾がある、これについてどう認識しているかあなた自身の見解を聞いています。わけですから、はつきり答えてください。

○政府委員(城内康光君) まず安全性についての見通しでございますが、これは先ほど冒頭申し上げたとおりでございます。一言で申し上げれば、当初私どもが予期していたとおりの展開にならなかった、途中から情勢が急変した、こういうことで、派遣当時においてそこまで私どもは見通しとしては持っていなかったことがござい

ます。それから、私どもとしては協力本部の隊員として派遣したわけでございます。その要員は協力本部の隊員ということになっておるわけでございます。また、それが協力本部の方から UNTAC に派遣をされておるわけでございます。現実に使っているのは UNTAC が使っておる、こういうことでございます。言ってみれば私どもは実家でございます。人を出した実家でございます。ですから、実家としては当然安全措置とかあるいは法の遵守について深い関心を持たざるを得ないという立場で再三にわたって強く協力本部の方にお願いをした、こういうことでございます。

○有働正治君 そういう強く要請したということと述べられたわけですが、結果的には当初予定したとおりにいっていないという事態が起きたからそういう要請が行われたということ、それは事実でしょう。

○政府委員(城内康光君) 例えば法で規定している指導、助言、監視という言葉からはみ出るようなそういう使われ方もあるんではないかということと、私どもその事実をある程度把握いたしました。そういったことに基づいて協力本部の方に文書などをもちまして要請し、そしてそのことが相手方に伝えられたわけでございます。UNTAC といいたしまして、過般、柳井局長ともそのことについて話しましたが、文民警察官というのは助言、指導、監視というのがやはり向こうでも任務と認識している、こういうことでございます。そうすると、現実の運用の状況と、UNTAC 本部で理解しており、また私どももそのように理解しておる助言、指導、監視ということとの間に若干のずれがあるわけでございますが、

そのずれについては、UNTAACは建前を認めた上で、それは運用の問題であるというような感じで応答があったということです。

しかし、今選挙が終わった時点におきまして今日私どもが承知しておるところによりまして、ほゞ選挙前の状態に復しつつある、つまり、指導、助言、監視というような枠の中で現在は仕事が行われつつあるというのを聞いておりまして、私どもも胸をなでおろしておる次第でございます。

○有鑑正治君 乖離があることは長官として認められました。

自治大臣にお尋ねします。

当初言われていたPKO法と現実との言われた乖離の問題、安全性、危険性の上でも、また自治大臣自身現地で一時文民警察官の移動あるいは配置がえを要請されて、必ずしもそのとおりに現実問題としてはならなかったわけで、このPKO法と現実とに矛盾があったということは言えるんじゃないかと思うんですけれども、その点はどう認識されておられたんでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は、五月八日にJALに乗って参りまして、五月十二日に帰ってまいりました。

その間、現地はムツカンポールというブノンペンから川を渡って約二十キロ、二十キロですけれども、大変ながたがた道でございますから約一時間を要しました。そこは三月月ぐらい前までは全く平和な農村であった。それが最近是非常に危険にさらされるようになったという説明で、今川大使が私と同乗をして、文民警察官が運転をしまっていました。文民警察官の駐屯所、各国の文民警察官やいろいろな要員の方々、これは隊長がインドで、フィリピンの要員だとかモロッコだとかブルガリアだとか、いろいろな方々ともお会いをして、お話のできる方とはお話をしたりしてまいりました。それから、文民警察官やボランティアの方々、そういう方々とも別の機会に對話をしたりしてまいりました。

そして、明石UNTAC特別代表と十日に予定

されたとおり正味一時間半の懇談をしたわけでございます。私は官庁総理の御指示でございます国連、UN TACの業務に関して日本は全面的に御支援を申し上げますということをお伝えをし、それと同時に、日本から派遣されている要員、三十二カ国から派遣されている要員と同様にひとつぜひ一身上の安全を図っていただきたいということをお申し入れました。

明石代表は極めて誠実にこれにこたえられて投票所の千八百から千四百への縮小であるとか、あるいは防弾チョッキやヘルメットの配備であるとか、それからいろいろな輸送手段であるとか、そういったことについての誠実な対応を示され、なお今後も連日のように日本側と御連絡をさせていただきます。こういうふうに言われたわけでございます。そして、文民警察官の全体の司令官でありますルース准将、これはオランダの人であります。その方も私の要望で途中から同席をしまして、日本の文民警察官、三十二カ国の文民警察官の安全のために何をしたらいいかということを一緒に相談をしてくれました。

そして、私は五月十二日には帰り、十三日には柳井事務局長等が行かれたのです。

○有働正治君 大臣、ちよつと発言の途中で失礼ですけれども、私の質問にぜひ、その答えはこの間も十分お聞かせいただいていますので、PKO法と現実との矛盾があったんじゃないか、そのことに關して。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私は、日本では想像
できなかつた現地を見せていただいたわけです。
ですから、そういった意味で、先ほど来警察庁長
官が御答弁申されておるような、非常にこれは危
険な状態に最近はなつたところもある、あるいは
水や食糧さえ得がたいところもある、何としても
これに対する対応をしなきゃならぬということ
で、帰つた日の、午前六時に着きまして、八時十
分に総理、官房長官とお目にかかつて、私の見て
きた様子を伝えました。

総理は直ちにそれに対する対応を開始され、柳

井事務局長その他を派遣し、百万ドルを拠出し、ヘリコプターの配備その他いろんなことをUNNTとACと話し合っていたところでございます。私は、その点においてベストを尽くしてきました。総理はまさにベストを尽くしておられる、明石代表も極めて忠実にベストを尽くしておられると思っております。

○有働正治君 大臣、一言最後にお尋ねします。

城内長官もお認めになられましたように、実際に上死傷事件まで起きたということからいって安全性、危険性の問題、それから大臣自身も一時ブノンベンに移動させたりあるいは配置がえ等々で要請されたけれども必ずしも思っておられるようにはいかなかったと、だからPKO法と現実には乖離があったということは明白だと思ふんですけれども、その点はお認めになるのかどうか、その点

○国務大臣(村田敬次郎君) それは私がここで御答弁申し上げる権限を越えておると思います。

（有働正治君）それに関しましては、自家公安委員
長として、責任者として対応していながら、それ
さえも答えられないようではこの問題から教訓を
明確に引き出すことができない、ということであ

「はつきり申し上げておきます。甲種に引き出すといふことは、たゞたけたいわけではな

○国務大臣(村田敬次郎君) ちよつと待つてくだ
さい。無責任な答弁と言われましたが、私は誠心
誠意対応しております。日本国政府も誠心誠意対
応しております。

○有勳正治君　国家公安委員長として、大臣として、どうその点を認識されるのかということに対して答えられないというのはおかしいじゃないかと私は提起したわけです。ちゃんと答えてください。

○國務大臣（村田敬次郎君）　それは予算委員会、本会議等で総理がお答えになり、そして私が見たところを率直に物語っておるところからお察しをいただければいいのであって、答えられないと申す。

上げたのは、全体の責任は総理にあるわけでありますからそのような答弁を申し上げたわけで、私が責任を回避しておる意味では全くございません。

○有働正治君　総理自身は結果として間違いだつたということをきのう答弁されたんで、それじゃそういうふうに私は解します。

時間が随分延びましたので、次の質問に私入ります。

地方交付税法の問題についても、私、限られた時間ではありますが、質問します。

まず自治省に確認を求めます。昭和六十年、八五年度以降、臨調行革、地方行革が大々的に行われた中で、国庫補助負担金の一律カットによる地方自治体への影響額、私に言わせれば地方負担割合と言えるわけですけれども、この影響額の総額、八五年度から今日までの九年間のトータルの結論だけで結構ですので、数字をお知らせいただきます。

○政府委員(湯淺利夫君) 昭和六十年度からの国庫補助負担率の暫定措置によりまして、經常経費につきましては二兆四千九百八十七億円、それから投資的経費につきましては普通会計で五兆六千二百億円の影響額が出ております。

○有働正治君 合計しますと八兆二千億円弱であります。これに対する補てん措置のうち、地方交付税によるものは幾らでございますか。

つきましては、御案内のとおり、経常経費の部分と投資的経費の部分とは違っているわけでございます。

經常經費につきましては、それ、その年度の影響額につきまして交付税とその他の措置を分けたわけでございますけれども、經常經費についてだけ申し上げますと、七千六百億円余りが地方交付税税額で補てんされており、また地方税の暫定措置額という形で三千六百億円、約一兆円をちょっと超える一兆二千億ぐらいの措置がこの二つでなされているわけでございます。

また、投資的経費につきましては、臨時財政特例債の措置がございしますが、これにつきましては元利償還金の一定割合を後年度以降地方交付税に加算するというものになっておりまして、この金額はまだ確定はしていないわけでございます。

○有働正治君 総額八兆二千億近くの中ではわずかで、残りは全部地方債の増発で穴埋めされているということになるわけであります。しかも、このカット分に対して国の一般会計からの繰り入れもわずかであると言わざるを得ません。したがって、結果的には私は地方へ負担転嫁されたと言わざるを得ないわけでありますが、時間の関係上、次に進みます。

補てん措置のうちの交付税での補てんは、もちろん地方債の増発分も多くが元利償還分を事業費補正、公債費といった形で後年度の地方交付税に算入されることになっており、結果的に大半が交付税の基準財政需要額の中に取り込まれることになるわけであります。これは最も優先度の高い義務的経費として交付税の特定財源化を進めることにならざるを得ないのではないかと考えるわけであります。簡潔に御答弁願います。

○政府委員(湯浅利夫君) 御指摘のように、臨時財政特例債で投資的経費の影響額については措置をいたしました。その元利償還金を交付税の基準財政需要額に算入するという措置を講じているわけでございますが、これは基準財政需要額でございしますから、この措置に基づいて交付される交付税、不交付団体の場合もございしますし、そして交付された交付税は条件も使途も制限されないものでいくということでございますから、決して交付税の特定財源化ということには当たらないというふうに考えているわけでございます。

また、臨時財政特例債の元利償還金にあわせまして一定の割合については後年度以降交付税に加算するという措置も講じていることになっておりまして、この点もこの措置を考える場合には考慮の対象に入れていただきたいと思うわけ

でございます。

○有働正治君 やはり結果的には特定財源化にならざるを得ません。そういう点で答弁は納得できません。そういう点では、負担の強要だけでなく特定財源化を進めるといって、二重に負担の痕跡を残すということになるわけであります。

次に、同じく八五年度以来、国庫補助負担金が一一般財源化された分の総額は、いただいた資料によりまして三千七百五十九億円に上っています。これに對しまして、国からの税財源の移譲というのはほとんどないというのが実態であります。一般財源化に当たりまして、私は地方自治体と住民の立場から考えますと、地方への負担転嫁にならないように国からの税財源の移譲をきちっとする必要がある、また一般財源化によって従来の行政水準の低下や住民の負担増をもたすことがないようにする必要があると。要するに、全体として国の責任が果たされて国の責任の放棄とならないようにすることが非常に大事だと、こういう立場を貫く必要があると考えるわけであります。

ところで、これまでの一般財源化を見ますと、国からの税財源の移譲はほとんどありません。これでは結果として地方への負担転嫁と言わざるを得ないと思はれるわけでありますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 国庫補助金の一般財源化に伴いまして地方がその分負担が増加すること、これは確かでございます。しかし他方では、この国庫補助負担金の整理合理化によりまして地方の自主性を高めるといふ地方の立場からも進めていかなければならないという観点があるわけでございまして、国の財源がその分減って地方の財源がふえたから、それは金の勘定からいえばそういう形になるわけでございしますが、一般財源化の意味というものはそれを超えた大きなものがあるということをやす御理解いただきたいわけでございます。そして、その所要財源につきましては、毎年度の地方財政計画の策定を通じて全体としての地方財政が円滑に運営できるかどうかというものを

を検証しながら財源措置を行っているということにございまして、決して単なる負担の転嫁というふうには考へるものではないと思っております。

○有働正治君 それについては、全くごまかしの議論であると私は指摘しておきます。

最後に一点だけ、雲仙・普賢岳対策。非常に長期化して事態は重大であります。九州地方の各界議会の議長会も特別立法による被災者救済というのを決議して、国会、政府にも要請しています。長期化と新たな段階に入っている中で、立法化を含めた抜本的な措置、とりわけ住宅対策が求められています。被災者の新築について固定資産税の減免を含めました対応等、積極的な対応だけ要望しておきたいと思ひます。

○下村泰君 障害者の利用する自動車の駐車禁止除外指定についてちょっとお尋ねします。

現在、障害者が御自分で持っている車、これは駐車禁止除外指定が行われています。これは当事者にとっては大変喜ばしい制度でございまして、これこそ心優しい行政のあり方だといふふうに思っています。中には車いすで車を運転している方もいます。そうしますと、仕事先でまず駐車場を探さなきゃいかぬ、そこからまた車いすで仕事場へ行かなきゃならないというようになるとなると、これは大変な労働でございまして時間のロスです。この駐車禁止除外指定によりましてその方の活動が大変しやすくなっている。これは大変結構で私の方からもむしろお礼を申し上げたいくらいなんです。これが条件がちょっと変わるとおかしなことになるんですね。

と申しますのは、障害者雇用促進法の中で通勤対策として事業主が常用労働者の障害者のために自動車を購入して使用させるとしますと、これは助成が受けられるわけですね。促進法の中にもございしますように、障害者の方々が働きやすいように職場を改造する、そういう意味におけるこれは助成措置だと思ふんですが、この車は障害者にとつては雇用主から借りている形になるんです。この車を運転した場合にはどういふことになるのかというところが問題なんです。これは除外指定

かということが問題なんです。これは除外指定になってはいますか、それともなりませんか。

○政府委員(関根謙一君) 歩行困難な身体障害者の方が現に使用している車でありましたら、所有関係がどうであらうと駐車禁止の除外指定車として指定することができるといふ制度になっております。

○下村泰君 ですから私が申し上げたように、雇用主がいて、その方に借りてその雇用主のところに仕事をしているんです。雇われていてその仕事をしているんです。私は同一のものだと思ふんですが、それが雇用主に借りてくる車だと除外にならない、こういうことになりませんか。

○政府委員(関根謙一君) 雇用主から借りてくる車であらうと何であらうと、その身体障害者の方が現に使用している車であれば除外指定の対象となるわけでございします。

○下村泰君 なりますね。

○政府委員(関根謙一君) はい、なります。○下村泰君 実際には大阪の方でそういうのが起きています。つまり雇用主から借りている障害者が運転した場合に、

出先のお巡りさんが知らないと言えればそれまでなんでしょうけれども、せっかく障害者の方、これはいわゆるこの地方自治の今日の取り扱われている法の中から比べれば微々たる細々たる小さな問題かも知れませんが、運転している障害者自身にとっては大きな問題なんです。それこそ自分のうちの財産がひっくり返るような問題なんです。だから、こういふことがきちんとして先機関でも徹底していただきませんと、障害者の方々がそのたびに怒られたり指導されたり言いわけしたり、大変なことだらうと思ふんです。これはひとつ徹底していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(関根謙一君) 先生の御指摘のとおりかと存じますので、この制度の趣旨が現場に徹底するように指導してまいりたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。仏つくって魂入れずで、せっかくの法も生きた使い方をしなきゃへの突っ張りにもなりませんから、よろしくお願いします。

では、今度は障害児者それから高齢者への防火対策、防災対策について伺いますけれども、障害者の療養施設及び障害児の重度身体障害児施設、そして高齢者の特別養護老人ホームいわゆる重度の方々の入居施設と、いわゆる在宅の重度障害児者、そして寝たきりや痴呆のひとり暮らしの方々への防火対策について、消防庁及び厚生省は現状をどういうふうに見ていますか、御説明ください。

○政府委員(浅野大三郎君) ただいま御指摘いただきました対象の施設、在宅というお言葉がありましたと思いますので、自宅の方はちょっと別にして、療養施設でありますとか特別養護施設でありますとかそういう施設の関係について申し上げますと、大きくはこれは社会福祉系統の施設としてそこにくさんの方々も入られるものですから、そういう意味での消防法上のいろんな消防設備についての規制を加えております。

ただ、かつて松寿園の火災というようにもございまして、特にはスプリンクラーの設置を必要とする面積につきましては従来六千平方メートルであったものを、特に避難をすることが困難な方々がおられるような施設については千平方メートル以上のはスプリンクラーをつけなければいけない、こういうような形でまず法規制はそとにきえておられます。

それから、これはただそういう法規制をハードの面でやるだけでは決して十分ではないだろうと思うわけでございまして、問題は避難の困難な方がそこいらにいらっしゃるわけですから、その避難のお手伝いのできるマンパワーの方の体制がどれだけあるかということによってもいろいろ変わってくる面がありますので、それから、そのハード面の法規制とは別に、全体として一体そこ

での防火対策というのはどうできるかというようなことについてマニュアルのようなものをつくりましてお示しして、それでちゃんと一定の時間内に避難がうまくできるかどうか、そういうようなこともあわせていろいろやっていただく、これは法的な強制力はありませんけれども、そういうようなことで今やらせていただいております。

○説明員(大田晋君) 私の方からは社会福祉施設の防火対策がどのようになっているかということをお答えしたいと思っております。

ただいま消防庁の方からお答えございましたように、我々も消防庁所管の消防法というものを遵守するように施設整備を進めているところでございますが、具体的には社会福祉施設の設備及び運営に関する基準、これは厚生省令でございまして、これによりまして具体的な火災を含む防災計画を施設ごとにつくるという指導をしております。この計画に基づきまして避難訓練を年二回実施しております。

また、我々、箱と呼びますけれども、施設の建設というところに当たりましては、建築基準法に基づきます強度あるいは耐火構造はもちろん遵守すること、さらに消防法に沿ったさまざまな設備、構造を遵守することというふうにしていただいております。

他方、設備、箱でございませんでつくるような装置といたしまして、ただいま説明ございましたように、消防法に基づく面積千平方メートル以上の建物にはスプリンクラーを設置するように補助をいたしております。それ未満のものにつきましては屋内消火栓の設備を補助いたしております。

最後に、先ほど答弁ございましたように、マンパワーと呼びますか、施設の方々のいろんな意味のお世話をするという観点で、この火災につきましましては、夜間には、いわゆる直接処遇の方を中心としたお世話をする方以外に管理当直者という名前のもとに一名配置をするということにしております。他方、地域の消防機関、近隣住民との

協力体制というものも平素から確保するように指導いたしております。

このように、施設、設備、マンパワーという三点で私どもの方も頑張っているつもりでございまして。

○下村泰君 これから私が聞こうと思ったことを先にお答えになつて下さい。

ところで、去年三月二十九日に東京消防庁の火災予防審議会が「高齢者施設を中心とした災害弱者施設の防火安全対策に係る調査報告書」というのを提出しましたが、その内容について簡単に説明してください。

○政府委員(浅野大三郎君) 簡単にという御指摘でございますので、簡単にやります。

主な提言内容といたしましては、出火防止対策を初めといたしまして、小規模な施設に対するスプリンクラー設備の設置や各居室の防火区画の設置などの延焼拡大防止対策、それから水平避難区画を設置する等の避難救助対策、視覚覚が不自由な方に対する災害情報の覚知・伝達方法の対策、近隣支援体制等の充実強化などと承知いたしております。

○下村泰君 実際に私もこれをいただきましたが、この御本です、すごいですな。これはこのとおりうまいきやいんだけれども、一つ一つ取り上げてみると大変長くなりますから、残念ですがこの報告は読ませていただくだけにとめておきます。

今後の対応でございすけれども、私もこれまで幾つかの施設を見てきましたけれども、現状では、大きな火災などが起こると、これは十分な対応がとれるのかいなと、重度施設ではかなり難しいんじゃないかと思えますよ。それから、先ほど厚生省の方がお答えになったかもしませんが、けれども、夜にでも起こったらどうしますかと聞いたら、死ぬしかないわと言ふ人もいますからね。こんな恐ろしい言葉が返ってくるんじゃないか、何のために施設だかわかからない。死ぬために入っているようなものだ。それじゃ困る。

そこで、防災計画、避難訓練、消防関係機関との連絡、防火設備の強化というふうにいるいるやられていすけれども、先ほどもお話に出ましたが、御近所の住民の協力、これは欠かすことのできないものだと思います。

それから最近、合格の合に築と書いて、これ何と読むんですかといつか伺いましたら、ガッチクと読むんだそうで、私はゴウチクと読むのかと思つたら、ガッチクだなんて何かに非常に読みにくい。この合築で施設が高層化しています。かつては平屋だったものが、三階、四階というものもあります。対応としては今のままで大丈夫なのかなという気がするんですが、消防、厚生、もう一回ひとつお考えを伺いたしたいと思います。

○政府委員(浅野大三郎君) 全体的な考え方は先ほど申し上げたとおりでございまして、特に考えなければいけないのは、避難をすることがなかなか困難な方々がたくさんいらっしゃるということでございます。そこをどう対応したらいいかということですが、これは建築基準法なり消防法であらかじめ画一的な規制で措置をするというところは難しいだろうと思っております。

そうしますと、結局、いろんな施設設備の面、それからマンパワーの面、こういうものをトータルしてどういう形でうまく避難をしていただくシステムをつくっていくかというふうなことが重要なんではないだろうかと思ひます。ですから、既存の施設につきましては、そういう意味で先ほどもちょっと申し上げましたマニュアルというのを示したいとして、一体どれぐらいの時間で本当に避難ができるかというふうなことをチェックしながらやっていただきたいということをお願いしております。

もっと進みますと、これは設計をする段階から、建築基準法の適合はもちろんでございすが、プラス、もう少し避難の困難な方が避難しやすいようなこともいろいろ配慮しながら設計の段階で考慮するというのも大事だと思ひます。それから、そういう設計段階まで含めて、しかも

それは画一的なものではなくて、実際に職員がそこではどう配置されるであらうかというように含めまして、トータルとして避難ということ考えた場合にどういう設計をしたらいいかというふうなものについての一つの指針といいますか、そういうようなものを考えていったらいいんじゃないかと、そういう研究を今やらしていただいているところでございます。先ほどのあの東京消防庁の報告書のいろんな御提言もありますから、そういうものもその今の研究の中で大いに活用してさらに研究を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○説明員(大田晋君) 厚生省といたしましては、先ほどお答えした全般にわたる対応ということが中心でございますが、さらに委員御指摘の高層化あるいは合築という、そこに着目した特別の対策ということには特には考えていません。

ただ、私の方で承知いたしておりますところは、消防法に基づきまして、四階以上の建物になった場合には先ほどのスプリンクラーの設置義務が、恐らく各階は狭くても四階以上については設置するようにという基準があったように私は承知しておりますし、それは強制法でございますから、その遵守はもちろんのことです。

さらに一つ、これはやはり高層化の対応かと我々考えておりますのは、バルコニーの設置といったものは二階以上のものには積極的につけるようにという指導をしております。結果においては、合築あるいは高層化に対応する一つの対策というふうに考えております。

○下村泰君 こういった施設の場合はそういうふうないろいろな方策もありましようが、今度、在宅の障害者について伺いますが、障害者を持った人、特に重度障害者には住むところにしてもなかなか貸してくれません。狭かったり路地裏だったり、二階三階しか借りられない人も多い。結局、いざというときには取り残されるところにしか住めない。

これは消防庁にはどうしようもないことなんで

すけれども、重度の障害者も地域で暮らすというのはもうごく当たり前のことになりつつあるわけですね。それに伴い、今申し上げたような環境の中で暮らす障害者もふえてくるわけです。そのことを踏まえて在宅の方々に対して現在の対応で十分かどうかということなんですが、御意見があったら伺わせていただきたいと思っております。

○政府委員(浅野大三郎君) 在宅の方々に対する対策、これはいわば住宅防火対策というふうに言ってもよろしいかと思いますが、私どもとしては今一番大事な課題の一つだというふうに思っております。

と申しますのは、障害者を持って避難が困難な方もたくさんいらっしゃいます。同時に、非常に高齢であるがためになかなか避難できないという方も非常にたくさんいらっしゃいます。統計的には、これは年齢での統計しか出ておりませんが、このことから恐縮でございますが、ともかく住宅火災で亡くなる方の半分は六十五歳以上の高齢の方になっておりますから、一体そういう方々、障害者の方々を含まして避難が難しい方々の死亡の割合というものをどう減らしていったらいいのかというのを考えておるわけでございます。

いろいろな対策がございまして、限られた時間の中で申し上げることはちょっと無理なのでございませうけれども、私は、やはり早く火が見えれるということが、それが消防機関に通報されるといことが一つあると思っております。それから、できるだけ介助できる方が近くにいていただいて、いざというときには避難をさしていただくということがもう一つあると思っております。それから、家外たばこの火とか何とかそういうものが原因になるものですか、身の回りであるべく火がばつと出ない、炎が出ないような、例えばベジマでも布団でも、防災製品、炎が出ないというのがありますから、それだとなかなかばつと火が燃え上がりにくいようですから、そういうものをお使いいただく。

以上のようなことを十分まず住民の方に知って

いただくということが非常に大事だと思います。ですから、そういうものをトータルして一生懸命進めていきたいというふうに考えております。

○説明員(松尾武昌君) 在宅障害者、高齢者に対しては、防火対策につきましては、ただいま御答弁のとおり、消防庁において種々配慮いただいているところでございます。

厚生省におきましては、身体障害者福祉法や老人福祉法等に基づく日常生活用具給付事業におきまして、緊急通報装置、これは消防署等に緊急の場合に通報する装置、あるいは火災警報機、自動消火器等の給付を行っているところでござい

ます。さらに、本年三月に政府の障害者対策推進本部が作成しました障害者対策に関する新長期計画におきまして、防災対策施策についても今後十年間の基本的施策の方針を定めております。

今後とも、消防庁ともよく連携をとりながら、在宅の障害者や高齢者の防災、安全対策に努めてまいりたいと思っております。

○下村泰君 大変丁寧に消防庁がお答えいただきまして、ありがとうございます。

最近、とにかくテレビの画面なんかを見ていても、火事のニュースがあると、必ずお亡くなりになるのが幼児か高齢者なんですよ。あれを見るたびにもう少し何とかならないものなのかと常に考えますので、よろしくどうぞ。

それから、ここにマル適マークの基準という資料があるんですけども、障害者、例えば視覚聴覚障害者への配慮は一体どのようにこの中に含まれているのか、それがわからないんです。私が読む限りでは、それはないんです。そのきめの細かさの中にには見えない。

例えば聴覚障害者へはどうやって避難を知らせるのか、視覚障害者へはどうするのか、車いすはどうするのかというように全然配慮されてい

ない。それでもマル適はマル適ということになるんですか。そうすると、事前にフロントに申し出ておけばそれとして済ませてしまうのか。そういうことが一つも配慮されていないでマル適

と。マル適というのはすべてにマルだから適合するんでしょ、マル適という意味は。かなくてや何かとは違うんだからね、マル適というのは。すべてがいいからマルとして適合の適がマークされているとなれば、ちょっとこれは配慮が足りないんじゃないかなというふうな気がするんですが、いかがですか。

○政府委員(浅野大三郎君) 俗にマル適マークというふうに言っているわけですが、役所的な言い方をしますと防火基準適合表示制度というんですが、これは建築基準法なり消防法なりで規制というものが画一的に決められておりますが、要するに、その規制にきちんと合っているかどうか、それからあと、維持管理の面あるいは防火管理の面も若干の項目で見えておりますけれども、基本的には法令の規制に適合しているかどうかという観点で実はマル適マークというものを出しているわけでございます。

そこで、今御指摘いただきました問題は現在の法令のもとで強制的に規制をされている事柄では実はないわけでございます。障害者を持った方々が例えばお泊まりになった場合に、万一火災があった場合、円滑に避難していただくためにはそういう施設もあつた方がいいではないか、これはもう間違いないのでござい

ますが、ただ、法律上そこまで一体義務づけることができるかどうかというふうな問題もあろうかと思ひまして、現在のところ法律上の義務にはしていないというところになっております。したがって、マル適マークを出す場合も、その項目はなくても、これは法令の基準は守っているわけでございますからマークは出るといふことでござい

ます。私も今の考え方では、マル適マークというよりも、むしろ実際の、行政指導という言葉がよくないかもしれませんが、そういう形でいろいろ御理解を求めていくということとでは考えを進めていたらどうだろうかというふうに考えておるところでございます。

○下村泰君 極端な言い方をすれば、大臣、障害

者の方々は何かこんなところに物見遊山に来ることはないんだとか、あるいは遊びに来る必要はないんだとか、逆に考えればそんなふうにもとれるわけですよ。だから、そういう人たちに對して一番いい例が、私いつも申し上げるんですが、ハワイのホノルルのワイキキの浜辺に行きますと、あの浜辺にずっと車いすが並んでいるんですよ。

江の島 鎌倉にはないんですよ。今度見てもらなさい。世界からあれだけ大勢いろんな方々が来る。中にはお年寄りでも動けない方もいます。ですから、どうぞお使いくださいって車いすがあれだけ並んでいるんですよ。江の島、鎌倉にあんなものを置いてごらんない。置くなそんなものと片づけられますよ、印象が悪いとか。ここが違うんですよ、この觀念が。私はこの觀念が何で日本人にもう少し広がっていかないのかな。だから、国民全部がわからなきや皆様が音頭をとってこれは行政指導するしかないでしょうということを私はあえて言いたいんです。

今もこういうことをお伺いしましたけれども、防火設備も含めた居住環境、人手すなわちマンパワー、予算、そして防火、安全への意識など、幾つも幾つも取り上げれば切りがないんです。それで、率直に消防に伺いたいんですが、事人命にかかわる問題なんです。遠慮は無用として、さらに安全を高めるために何をまずすべきか。予算があれば相当やれるとも思いますけれども、そう言ったからといってすぐにやりなさいということではなく、これはみんなやらなきやならないことだと思えます。他省庁、行政のことでもいいんですが、やるべきことについて何を考え、どうしたらいいのか。今もし長官に御意見があったらお述べください。

○政府委員(浅野大三郎君) 先ほど来申し上げましたことと重複するかと存じますが、簡潔に申し上げますと、住宅防火という点では、特に高齢者、障害者を持った方々と結ぶ火災の通報の設備というふうなものが一つ具体の施策としていろいろ考えられるんじゃないか。これはただ、消防の面

で考えるのか、むしろ福祉の面であるかは考えるべき施策かもしれない。現に、地方公共団体の中には緊急通報システムというものをやって、その実行の際に、消防機関が二十四時間おきからその一翼を担っており、こういうようなやり方でやっているところもございします。例えばそういうようなこと。

それから、やっぱり私は身の回りであるべく燃えにくいもの、防災製品をつけていくというようにすることも非常に大事なことでないか、そういうようなことを具体的にできるだけ国民の方々に知っていただく、そういうことを進めたいと思います。

それから、社会福祉の施設面につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、設計段階から総合的にいろいろ考えていかなきゃいけない、そういうことを進めたいと思います。

○下村泰君 次に、自治体における公文書の点字について伺います。

京都府の城陽市では、広報の点字版をつくったところ、視覚障害者の方から、大変ありがたく、同じ市民として扱ってもらえたと思えます。この感覚が市民、国民に与えるところ、私は大変な行政のあり方だと思わんですが、大臣、いかがでございますか。

○政府委員(湯浅利夫君) 大臣の御答弁の前に、交付税の関係でございまして、私からちょっと申し上げたいと思います。

先生も御案内のとおり、いろいろな役所の事務文書の取り扱いというふうなものにつきましては、これはそれぞれの役所が独自に決めているという分野が多々ございします。交付税の基準財政需要額の算入の際にも包括的に役所、役所の事務費という形で算入を一般的にしております。具体的にはこういう点字というふうな財産措置は、現在の段階では交付税の措置ではちょっとやはり限界があるんじゃないかという気がしているわけです。

ただ、今お話しした点を含めまして、身体障害者の方々と高齢者の方々に對する優しい町づくりをしていくという考え方は非常に強く出てきております。ハード面におきましてはいろいろな形で支援する措置がございしますので、今お話ししたようなソフト面につきましてもどういうことができるかという点につきましても、もう少し私も検討させていただきます。○国務大臣(村田敬次郎君) 障害者、高齢者などに対する下村委員のいろいろな御配慮は非常にありがたく承っております。

今、全般的な問題について、財政局長から交付税の問題をお答え申し上げましたが、温かい心を持って対応していかねばならないと思えます。

○委員(佐藤三三君) 時間が来ました。○下村泰君 委員長が時間だと言ってますけれども、あと一分残っています。世田谷区では、今後年金や保険にも利用したい

そうです。障害者手帳及び年金手帳というのはまさに視覚障害者と関係のあるものなんです。本当は厚生省が先にやらなきやならないことじゃないでしょうか。世田谷区が今やっているようなことは、厚生省が今おこなっているんですが、どういうふうにお考えですか。

○説明員(松尾武昌君) 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法等に基づきまして各種福祉措置の対象であることを証明するものであります。福祉事務所の職員等が手帳の記載内容を確認することとしております。

御指摘の点につきましては、具体的な実施の方法あるいは点字を付す事項等検討を要する事項がございしますので、関係者の御意見を聞きながら検討してまいりたいと思えます。

○下村泰君 まだ残念ございしますけれども、時間です。これで終わります。

○委員(佐藤三三君) 他に発言もないようですから、質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正案では、地方交付税の総額を、四千億円の特例減額及び法定加算、覚書加算の先送り、自治体に交付すべき本来の額より合計一兆一千億円も削減しています。

今、地方自治体は高齢者保健福祉対策や環境問題対策など住民要求に即した新たな財政需要が山積しており、自治体の一般財源の拡充が強く求められております。にもかかわらず、その財源となる地方交付税の総額を増額するどころか、逆に大幅に減額することは、地方自治体と住民の要求を全く無視するものと言わなければなりません。このような交付税の削減を絶対に容認することはできません。これが反対する第一の理由であります。次に、私の質問の中で明らかにしましたが、本

改正案は、国庫補助、負担金のカット分で六千七百億円、一般財源化で一千八百四十四億円の地方負担分をすべて交付税または地方債の増発で措置しています。これらは一九八五年度からの累計で見ますと九兆円前後にも上っており、国庫からの財源の繰り入れがほとんどなく、結果的にこのような巨額が地方へ負担転嫁されたものと言わざるを得ません。また、これらが最終的に基準財政需要額に取り込まれることにより交付税の特定財源化を著しく強めており、二重に問題であると考えます。

次に、平成五年度の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進など地域振興に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引き上げ等の福祉施設に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進など教育施策に要する経費、森林、山村対策に要する経費及び地域社会における国際化、情報化への対応に要する経費などを措置するとともに、地域福祉基金費を設けることといたしております。

反対理由の第三は、本改正案では、地方単独事業を初めとする公共事業の拡大のため地方債の増発を前提としていることとあります。

以上のような措置を内容としております本法律案は、現在の経済情勢の動向、さらに国及び地方における財政状況などを踏まえれば、地方財政の円滑な運営にとりまして極めて適切なものであると考えられ、本案に賛成の意を表するものであります。

昨秋と今年の四月の政府の総合経済対策では、対米公約と景気対策のため政策的に地方単独事業を大幅に拡大しておきながら、その財源はすべて地方債の増発という異例の措置を講じています。今年度の地方債発行予定は公営企業分を含めれば十兆三千六百億円という過去最高の額に上っており、これまで自治省が進めてきた財政健全化政策とも逆行するものであります。これに加えて、景気対策での地方債の増発は、自治体の公債負担比率の増大をもたらし、かつてのオイルショックによる地方財政危機の再燃を懸念させるものであります。

なお、最近の景気動向にかんがみ、政府としては昨年度に引き続き今年度も大規模な経済対策を講じたところでありますが、地方団体は地方単独事業を積極的に計上して対応するなどその役割の重要性はますます高まっているところであり、政府におきましては、地域社会の健全な発展と地域住民の福祉の向上に果たす地方団体の重要な役割にかんがみ、今後とも地域振興を積極的に推進するとともに、地方財政運営の健全化を図りつつ地方団体に対する財源措置の一層の充実に努めるよう強く希望するものであります。

以上が本法案に反対する主な理由であります。最後に、自治大臣も認められました独立共有財源としての地方交付税の性格を政府が厳格に尊重するよう求めて、私の討論を終わります。

以上で政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する私の賛成討論を終わります。

○久世公典君 私は、自由民主党を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして賛成の討論を行います。

○若本久人君 私は、日本社会党、護国民主連合を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして賛成の討論を行います。

改正案は、国庫補助、負担金のカット分で六千七百億円、一般財源化で一千八百四十四億円の地方負担分をすべて交付税または地方債の増発で措置しています。これらは一九八五年度からの累計で見ますと九兆円前後にも上っており、国庫からの財源の繰り入れがほとんどなく、結果的にこのような巨額が地方へ負担転嫁されたものと言わざるを得ません。また、これらが最終的に基準財政需要額に取り込まれることにより交付税の特定財源化を著しく強めており、二重に問題であると考えます。

○久世公典君 私は、自由民主党を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして賛成の討論を行います。

○若本久人君 私は、日本社会党、護国民主連合を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして賛成の討論を行います。

○若本久人君 私は、日本社会党、護国民主連合を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして賛成の討論を行います。

減額が行われ、四千億円が減額されています。この減額について政府は公経済バランス論の立場から説明していますが、地方財政余剰論にはさすがに立脚していないといえ、地方団体共有の固有財源であるという地方交付税の性格や、昨年の本委員会での議論の経過、昨秋の補正による特別会計からの借り入れ、今後の地方財政対策への影響を考えますと、極めて遺憾であります。

最後に、二度とこのような特別減額が行われることのないよう強く訴えまして、私の賛成討論を終わります。

このような交付税額の圧縮や負担金の地方転嫁は、国の財政困難を地方財政に依存して切り抜けようとするものであり、地方税収の伸び悩みや地方債の大幅増発、公債費の増大を考え合わせると、今後の地方財政に与える影響が懸念される極めて遺憾な措置であります。したがって、地方自治、地方財政を尊重するならば、政府案には重大な問題があると言わざるを得ません。

○統制弘君 私は、公明党、国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。

その第一は、森林、山村対策の創設であります。保存すべき森林の公有化、林業担い手基金の設置、林道整備の促進は、自治体からも要望が強いものであり、創設の意義は大変大きく、単年度に限らず引き続き充実していくことが求められていると思います。

○統制弘君 私は、公明党、国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。

第二は、環境保全対策経費の二千億円の増額であります。今後とも、リサイクルの推進を初め地域における環境保全は大きな課題であり、一層の充実が必要であります。

○統制弘君 私は、公明党、国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論を行います。

第三は、地域福祉の充実であります。地域福祉基金が四千億円計上されたのに加え、社会福祉系統経費も大幅に伸ばされております。ゴールドプランの着実な推進をするために来年度以降も拡

今さら改めて申し上げるまでもなく、地方交付税は憲法に保障された地方公共団体の固有財源であり、加えて、地方公共団体の財政構造の実態や

税収、財政需要の現状等々から見ても、地方公共団体固有の財源を国に貸し付ける余裕はさらさらないと云わざるを得ません。このことは、去る五月十八日、本委員会における参考人の意見開陳でも明らかであります。

私は、さきの委員会で、地方公共団体の固有財源を国に貸し付けているいわゆる隠れ国債は国が地方へ早急に繰り上げ償還すべきである、仮に現状それが不可能な場合は来年度以降地方交付税の特例減額は昨年の当委員会の決議の趣旨からも絶対に行うべきでないと、自治、大蔵両大臣に強く申し上げたところであります。

このような問題点がありますが、一方において評価すべき点もございます。

本年度において、第二次のふるさとづくりが規模を拡大して継続されるようになったり、地域福祉対策として地域福祉基金が措置されたり、社会福祉のための経費の増額、保全すべき森林の公有化、林業の担い手対策、林道の整備等々森林、山村対策のための経費の創設、国際化対策及び地域文化振興対策のための経費の拡充、自動車公害、廃棄物、緑化対策など身近な環境保全の増額など、これらの施策は住民福祉の向上、社会生活の充実という観点から評価できるものであります。

公明党・国民会議は、地方交付税の特例減額についてはあくまで反対であります。一日も早い不況からの脱出と地方自治の果たす役割の大きさを考慮し、賛成することにいたしました。

また、本法案の審議の過程で村田自治大臣は、真の地方自治実現のために現在一万九百件を超える国の許認可権限を向こう三年間で五千件に半減したいとの強い決意を確約されました。この実現方と地方行政のさらなる発展を求めて、私の賛成討論を終わります。

○吉田之久君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、ただいま議題となっております地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行うものであります。

立のため特に地方財源の拡充を最重要課題として取り組んでまいりました。この見地から、今回、政府から提出された平成五年度の地方交付税法の一部を改正する法律案については一応の評価ができるものであります。

しかし、日本経済の深刻な不況は国のみならず地方財政にも及んでおり、地方財政の運営に大きな支障が生じています。

自治省がまとめた平成三年度の都道府県普通会計決算の概要によると、実質単年度収支は昨年に引き続き七十一億円の赤字を計上、また市町村ベースで見ても五百三十九億円の赤字であることが明らかになっております。当然のことながら、四年度決算においてはさらに厳しい状況が予測されております。

しかるに政府は、このような厳しい状況下にもかかわらず、地方固有の一般財源である地方交付税金を平成三年度五千億、平成四年度八千五百億の特例減額したのに続き、今年度についても四千億の特例減額する方針を示しております。このように特例減額を続けるならば、国から地方への返済は実質的に棚上げされ、地方交付税は減額され続ける結果になり、地方公共団体に大きな影響が生ずることは明白であります。

さらに、昨年度の交付税改正案採決の際に決議された政府は特例措置の慎重かつ適正な運用に努めることという趣旨を無視していると言わなければならない。

国の財源が不足し地方の財源余力が表面上統一していることを理由に今後も特例減額を実行するならば、実質的に国から地方への返済は棚上げ、地方交付税はカットされ続けることになり、今後問題を残すものであります。しかし、地方交付税改正案の成立が滞ることになれば地方公共団体への大きな影響を与えることは確実であり、ひいては日本経済の混乱が起ることも予測されます。よって、民社党・スポーツ・国民連合は、大局の見地から、以上の諸点を指摘しつつ賛成するものであります。

今後、地方財源の拡充をすること、地方交付税の特例圧縮を実施しないこと、そのためには租税徴収配分をファイティー・ファイティーにするなど、基本的見直しが必要であると考えます。以上のことを強く申し述べて、私の討論を終わります。

○委員長(佐藤三吾君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(佐藤三吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤三吾君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

岩本君から発言を求められておりますので、これを許します。岩本久人君。

○岩本久人君 私は、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、公明党、国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、二院クラブ及び日本新党の各派共同提案に係る地方行政の拡充強化に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方行政の拡充強化に関する決議(案) 政府は、地方行政の長期的な安定と発展を図り、地方行政の課題に的確に対応し、地域の特性を活かした自主的・主体的な地域振興と住民福祉の向上、環境問題への対応と生活関連社会資本の整備等の諸施策を着実に推進するた

め、左記の事項について善処すべきである。

一、地方交付税は、国と地方の事務分担、経費負担区分に基づき、国と地方との税源配分の一環として設けられている地方団体共有の固有財源であり、とりわけ地方交付税法附則第三条に基づく特例措置については、昭和五十九年度改正の経緯及び地方交付税制度の趣旨にかんがみ、慎重かつ適正に運用すること。

また、地方交付税を国の一般会計を通ずることなく、国税収納金整理資金から直接「交付税及び譲与税配付金特別会計」に繰り入れる制度を積極的に検討すること。

二、地方財政計画の策定に際しては、住民の要請に応えるため、地方団体の意見を反映させ、地方団体が必要としている財政需要について、更に見直しに努め、的確に計上することとし、より地方の実態に即したものととしてその充実に努めること。

三、地方行政の自主性を高め、地方自治・地方分権を推進するため、地方団体への権限の移譲を進めるとともに、補助金等については一般財源化を含めその一層の整理合理化に努めること。なお、一般財源化された事務・事業については、国は十分その趣旨を踏まえ、地方行政の自主性を高めるよう配慮するとともに、地方団体への負担軽減にならないよう適切な財政措置を講ずることとし、特に不交付団体に対する財政措置に留意すること。

また、存続する補助金等については超過負担の解消を図ること。

四、高齢化社会に対応し、よりきめ細かな地域福祉を推進するため、地方団体が単独で行う社会福祉経費の拡充及び地域福祉基金の充実を検討すること。

また、国民健康保険事業における住民負担及び地方団体の財政負担の現状にかんがみ、国保財政の在り方についての抜本的な検討を進めるとともに、その改善を図ること。

五、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活

に密着した社会資本の整備を推進し、自主的・主体的な地域づくりを更に進めるため、地方単独事業の一層の充実が図られるよう財政措置を検討すること。

また、交通、上下水道、病院等の基幹的社会資本を担う地方公営企業については、特別会計と一般会計との関係の見直しを含め、その整備運営に関する財政措置の充実を検討すること。特に地域において中核的役割を担う公立病院に対する経営基盤安定のための財政措置の充実を検討すること。

六、地方団体が環境問題に対して積極的かつ主体的に取り組めるよう、環境保全経費の一層の充実を図るとともに、とりわけ森林・山村対策については引き続き充実を検討すること。また、国土保全上重要な公益的機能を有する農山漁村に対しては、これらの地方団体の財政力が脆弱であることにかんがみ、適切な財政支援措置を行うよう検討すること。

七、地方団体の行う国際交流、海外支援事業を推進するとともに、在留外国人等に関する新たな財政需要に的確に対応するため、財政措置の充実を検討すること。

また、地域における文化活動を積極的に支援し、特に文化振興に対する財政措置を検討すること。

八、地方団体における完全週休二日制を推進し、住民サービスの向上を図るための財政措置を充実するとともに、高齢者福祉、地方単独事業、環境保全等の推進のため、地方財政計画において、必要な人員の確保を図り、かつ十分な処遇を行うこと。

また、安全で安定的な生活機能を維持し、かつ住民生活の安寧に資するよう、災害対策に万全を期するとともに、必要な消防力及び救急体制の整備が図られるよう努めること。

九、現下の経済状況にかんがみ、景気対策を行うに当たっては、円滑な事業の執行を図るため適切かつ十分な財政措置を行うとともに、

将来の地方財政運営に支障の生じないよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(佐藤三吾君) ただいまの岩本君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐藤三吾君) 全会一致と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田自治大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(佐藤三吾君) 次に、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田国家公安委員会委員長。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

最近、けん銃等の不法所持事件が急増しており、とりわけ、暴力団員以外の者によるけん銃等の不法所持事件やけん銃等を使用した凶悪犯罪が多発し、大きな社会問題となっております。

この法律案は、こうした実情にかんがみ、けん銃等の不法所持の根絶を図るため、けん銃等の所持、輸入及び製造に関する罰則を強化するとともに、けん銃等の譲り渡し、譲り受けなどを禁止するほか、けん銃等を不法に所持する者がそのけん銃等を提出して自首した場合には、当該所持等に

係る刑を減輕または免除すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

まず第一に、罰則の強化についてであります。

これは、けん銃等の不法所持を抑止するため、けん銃等の不法所持罪の法定刑を十年以下の懲役または二百万円以下の罰金から一年以上十年以下の懲役に引き上げるとともに、新たに不法所持罪の加重類型として、けん銃等を実包等とともに携帯し、運搬し、または保管した場合に三年以上の懲役を科すこととし、あわせて、けん銃等の密輸入及び密造を抑止するため、けん銃等の密輸入罪及び密造罪の法定刑を一年以上十年以下の懲役から三年以上の懲役に、それらの営利犯の法定刑を一年以上の懲役から無期または五年以上の懲役に、また密造罪の営利犯の罰金については三百万円以下から密輸入罪の営利犯と同じ五百万円以下に、それぞれ引き上げることとするものであります。

第二に、けん銃等及びけん銃部品の譲り渡し、譲り受け等の禁止についてであります。

これは、けん銃等の不法所持の蔓延を抑止するため、新たにけん銃等及びけん銃部品の譲り渡し、譲り受け等を禁止し、けん銃等の譲り渡し、譲り受け等をした者を一年以上十年以下の懲役に、営利の目的でこれらの行為をした者を三年以上の懲役または三年以上の懲役及び二百万円以下の罰金に、これらの行為の周旋をした者を三年以下の懲役にそれぞれ処すこととするなど所要の罰則を設けることにより、およそ不正取引に関与した者については確実に処罰されるようにすることとするものであります。

第三に、けん銃等を提出して自首した者に係る刑の減免についてであります。

これは、けん銃等の不法所持罪の法定刑を大幅に引き上げる一方で、不法所持者がそのけん銃等を提出して自首した場合に当該所持に係る刑を減輕または免除することにより、不法に所持さ

れているけん銃等の提出を促すこととするものであります。

その他、これらの改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長(佐藤三吾君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

平成五年六月二十一日印刷

平成五年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局